

令和2年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議

日 時 令和2年7月30日(木)
10時から12時まで
場 所 岩手県水産会館
5階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 本 部 員 紹 介

4 報 告

(1) 最近の薬物情勢について

(岩手県警察本部)

(2) 岩手県内における取組状況について

(各 本 部 員)

5 そ の 他

6 閉 会

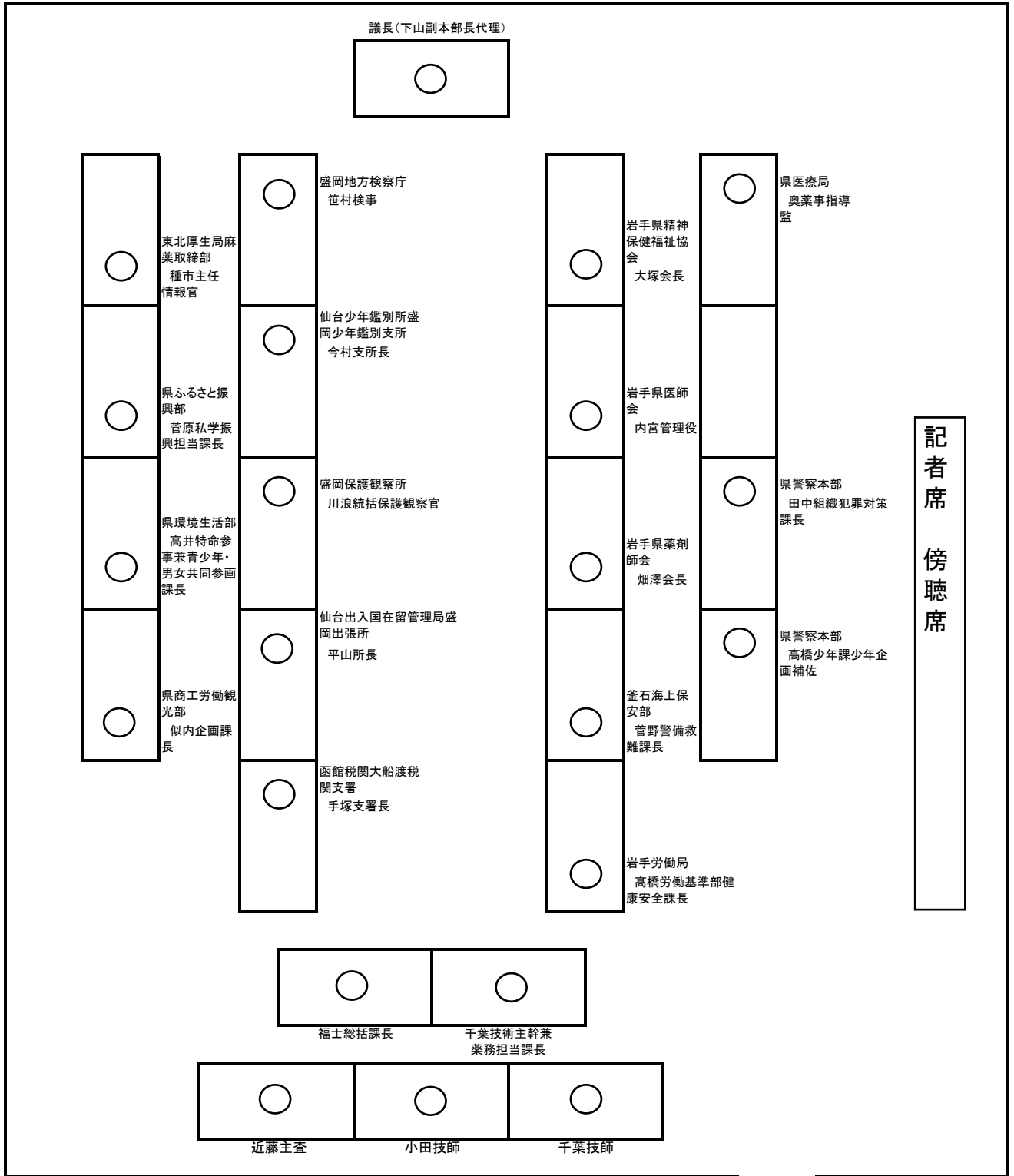
令和2年度岩手県薬物乱用対策推進本部員会議出席者名簿

| 区分 | 職名 | 氏名 | 代理出席者等 | | (備考) | |
|--------|----------------------------|------------------|----------|------------------------|----------------|------|
| | | | 職名 | 氏名 | | |
| 本部長 | 岩手県副知事 | 菊池 哲 | | | (欠席) | |
| 副本部長 | 岩手県保健福祉部長 | 野原 勝 | 保健福祉部副部長 | 下山 義彦 | | |
| 部 員 | 国 の 出 先 機 関 | 盛岡地方検察庁次席検事 | 兒玉 徹 | 検事 | 笹村 美智子 | |
| | | 仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所長 | 今村 有子 | | | |
| | | 盛岡保護観察所長 | 五十嵐 達 | 統括保護観察官 | 川浪 聡子 | |
| | | 仙台出入国在留管理局盛岡出張所長 | 平山 勲 | | | |
| | | 函館税関大船渡税関支署長 | 手塚 達也 | | | |
| | | 釜石海上保安部長 | 松吉 慎一郎 | 警備救難課長 | 菅野 浩幸 | |
| | | 岩手労働局長 | 小鹿 昌也 | 労働基準部 健康安全課長 | 高橋 友行 | |
| | | 東北厚生局麻薬取締部長 | 鈴木 賢司 | 主任情報官 | 種市 智彦 | |
| | 関係団体 | 一般社団法人岩手県医師会長 | 小原 紀彰 | 管理役 | 内宮 明俊 | |
| | | 一般社団法人岩手県薬剤師会長 | 畑澤 博巳 | | | |
| | | 岩手県精神保健福祉協会長 | 大塚 耕太郎 | | | |
| | 岩手県職員 | 岩手県ふるさと振興部長 | 佐々木 淳 | 私学振興担当課長 | 菅原 俊樹 | |
| | | 岩手県企画理事兼環境生活部長 | 藤澤 敦子 | 特命参事兼青少年・男女共同参画課長 | 高井 知行 | |
| | | 岩手県商工労働観光部長 | 戸舘 弘幸 | 企画課長 | 似内 憲一 | |
| | | 岩手県医療局長 | 熊谷 泰樹 | 薬事指導監 | 奥 尚 | |
| | | 岩手県教育委員会教育長 | 佐藤 博 | | | (欠席) |
| | | 岩手県警察本部長 | 島村 英 | 組織犯罪対策課長 少年課 少年企画補佐 | 田中 洋二 高橋 充志 | |

令和2年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議 席次図

日時: 令和2年7月30日(木) 10:00~12:00

会場: 岩手県水産会館 5階 大会議室



岩手県薬物乱用対策推進本部要綱

(設 置)

第1 麻薬・覚せい剤等の薬物乱用防止対策を総合的に推進するため、岩手県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 薬物乱用防止の諸施策の推進に関する事。
- (2) 関係機関の行う薬物乱用防止対策の連絡調整に関する事。
- (3) その他薬物乱用防止対策の推進に関し必要な事項。

(組 織)

第3 本部は、本部長、副本部長、及び部員をもって組織する。

2 本部長は、副知事をもって充て、副本部長は、保健福祉部長をもって充てる。

3 部員は、次に掲げる者の中から、知事が任命又は委嘱する。

- (1) 国の出先機関の職員
- (2) 岩手県職員
- (3) その他知事が適当と認める者

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は、部務を総理し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招 集)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

(任 期)

第6 部員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命又は委嘱した部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者に対する協力要請)

第7 本部長は、必要があると認める場合は、関係者に対し意見の開陳、説明その他の協力を要請することができる。

(庶 務)

第8 本部の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(補 則)

第9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和52年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

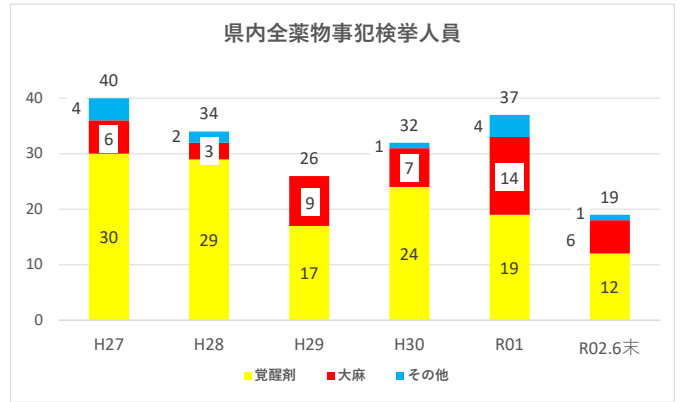
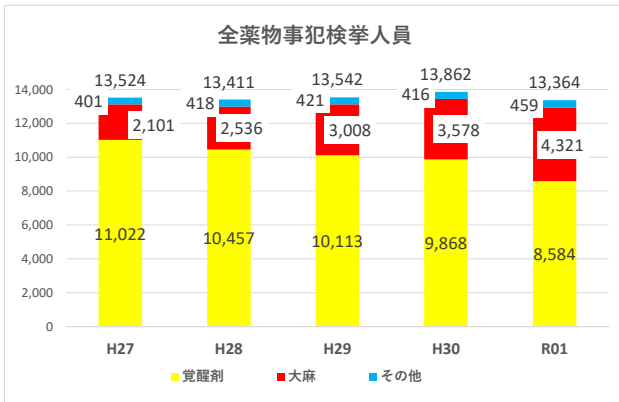
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

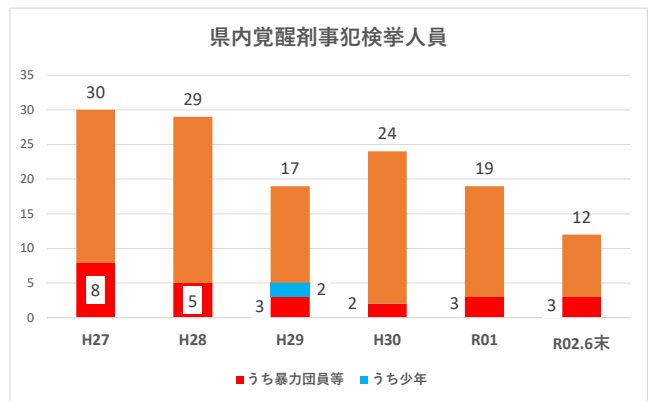
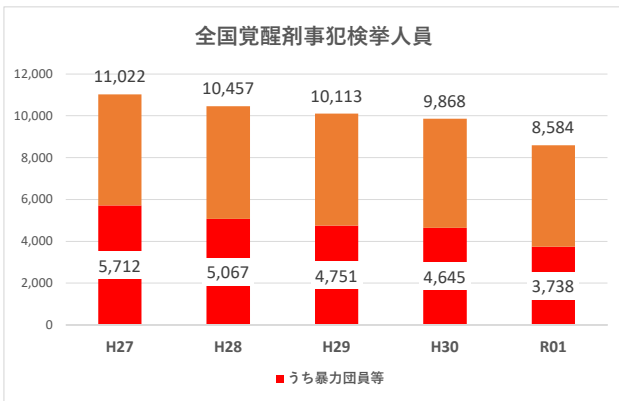
令和2年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議 資料

- 資料No. 1 最近の薬物情勢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 資料No. 2 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ・・ 3 ページ
- 資料No. 3 岩手県内における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46 ページ
- 資料No. 4 薬物関連相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74 ページ

1 薬物事犯検挙人員

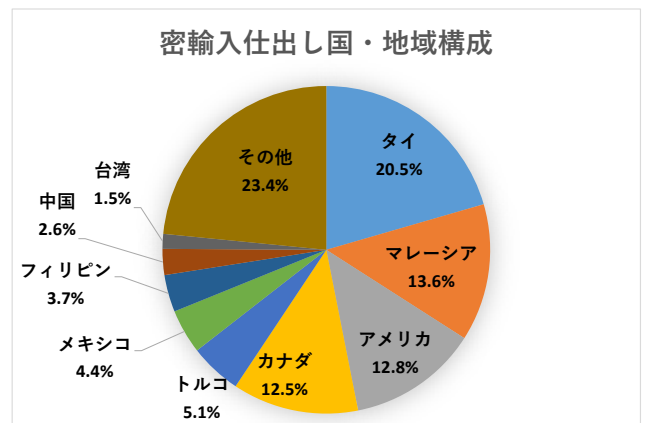
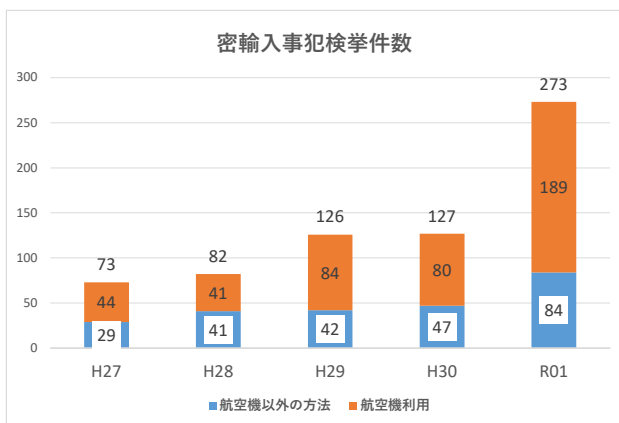


2 覚醒剤事犯検挙人員

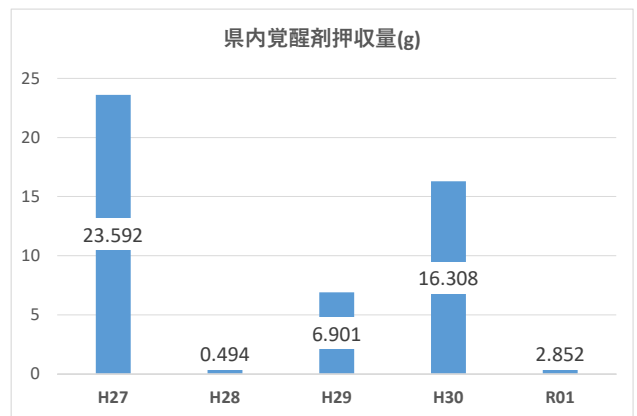
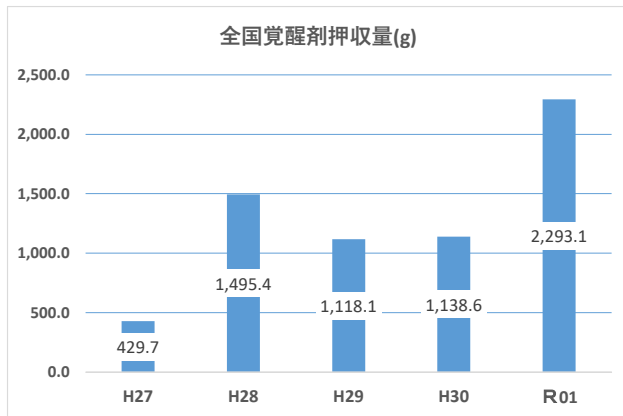


※麻薬特例法人員を含む

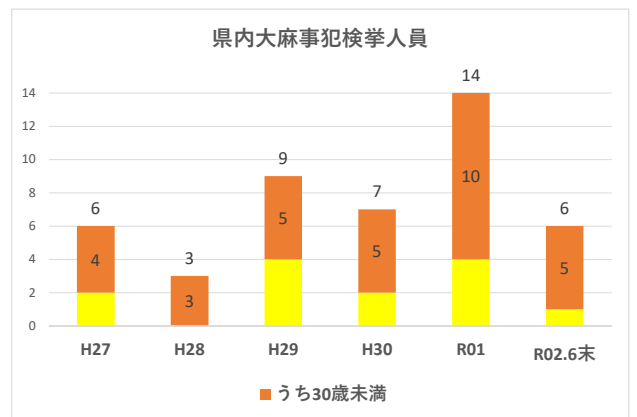
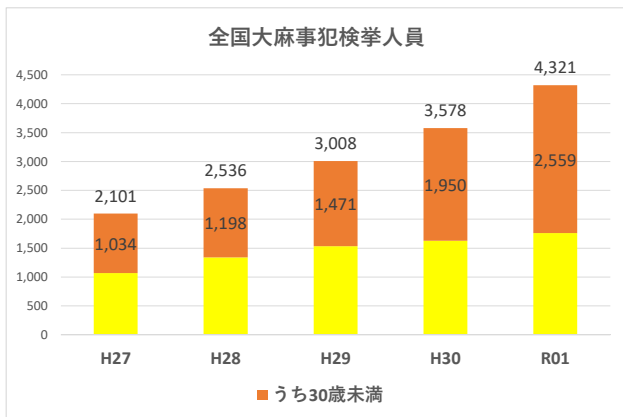
3 覚醒剤密輸入事犯（全国）



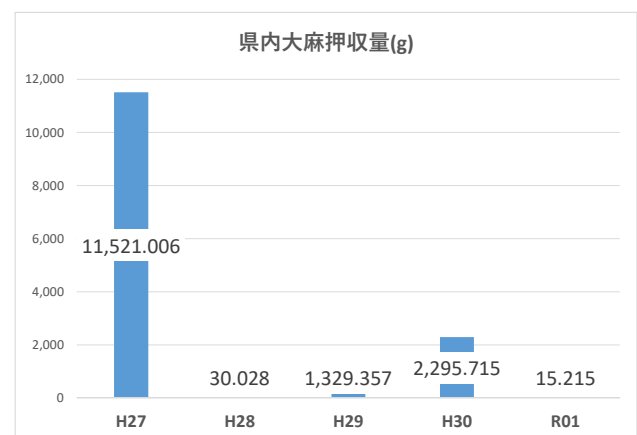
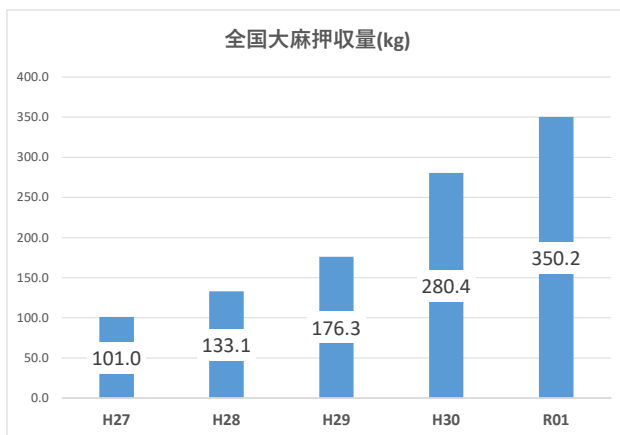
4 覚醒剤押収量



5 大麻事犯検挙人員



6 大麻押収量



「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

令和2年7月10日
薬物乱用対策推進会議

[平成31・令和元年の薬物情勢]

- 薬物事犯の検挙人員は、13,860人（-462人/-3.2%）と2年ぶりに減少した。うち、覚醒剤事犯の検挙人員は、8,730人（-1,300人/-13.0%）と昭和50年以来44年ぶりに1万人を下回った。一方、大麻事犯の検挙人員は、4,570人（+808人/21.5%）と6年連続で増加し、過去最多を更新した。
- 覚醒剤の押収量は、2,649.7kg（+1,443kg/+119.6%）と初めて2トンを超え、コカインの押収量は、639.9kg（+482.5kg/+306.5%）と前年より大幅に増加し、いずれも過去最多を更新した。乾燥大麻の押収量は、430.1kg（+92.8kg/+27.5%）と4年連続で増加し、MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量も、73,915錠（+61,608錠/+500.6%）と前年より大幅に増加した。
- 薬物密輸入事犯の検挙件数は、564件（+181件/+47.3%）と最多であった前年を上回り過去最多を更新し、検挙人員は595人（+221人/+59.1%）と前年より大幅に増加して過去最多を更新した。
- 30歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯は前年より減少したが、大麻事犯は6年連続で増加して過去最多を更新し、大麻事犯全体の検挙人員の57.4%（+4.1P）であった。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は、66.0%（+0.1P）と13年連続増加し、過去最高を更新した。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は、200人（-233人/-53.8%）と前年より大幅に減少した。

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 薬物の専門知識を有する各関係機関の職員等が連携し、学校等において薬物乱用防止教室を実施したほか、各種啓発資料の作成、配付、ウェブサイトへの掲載等を行った。〔文科・警察・財務・法務・厚労〕
- 新入社員等を対象とした薬物乱用防止講習や、児童・保護者等を対象とした出前講座の実施、有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止読本の作成・配布、政府広報としてインターネットテレビやラジオ等による情報発信等、若年層に焦点を当てた広報啓発活動を実施した。〔内閣府・警察・総務・文科・厚労〕
- 各種運動、有識者による講演会、街頭キャンペーン等、地域住民を対象とした広報啓発活動を実施するとともに、ウェブサイトやリーフレット等の啓発資材に相談窓口を掲載し、広く周知した。〔内閣府・警察・消費者・法務・財務・文科・厚労〕
- 海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう、法規制や有害性を訴えるポスターを関係省庁の連名で作成し、ウェブサイトやSNS等で注意喚起を実施した。〔警察・外務・財務・厚労〕

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 「依存症対策総合支援事業」により薬物依存症治療を実施する医療機関の整備を図るとともに、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により医療従事者の依存症治療に対する専門的な能力の向上と人材養成を実施した。〔厚労〕
- 薬物事犯により検挙され、保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等に対して、再乱用防止プログラム、相談窓口の周知等を実施した。〔厚労・警察〕
- 矯正施設、保護観察所及び更生保護施設において、研修等の実施により職員の専門性向上を図るとともに、関係機関と連携して薬物依存症者に対する適切な薬物処遇と効果的な社会復帰支援を実施した。〔法務〕
- 保健所、精神保健福祉センター、民間支援団体等と連携して、薬物依存症者やその家族に対する治療・回復支援を実施した。〔法務・厚労〕

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 関係機関による合同捜査・共同摘発の推進、暴力団等薬物密売組織の中核に位置する者に焦点を当てた取締りを推進し、平成31・令和元年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等4,638人を検挙した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 平成31・令和元年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を41人に、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を225人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約5億2,393万円に上った。〔法務〕
- 乱用薬物鑑定的高度化を図り、未規制物質や新たな形態の規制薬物の鑑定に対応するため、資機材の整備を実施するとともに、薬物分析手法にかかる研究・開発を推進し、会議等を通じ関係省庁間で情報共有を実施した。〔警察・財務・厚労・海保〕

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 関係機関間において緊密な連携を取り、捜査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、平成31・令和元年中、水際において、約3,318キログラムの不正薬物の密輸入を阻止した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 麻薬等原料物質に係る輸出入の動向等について、国連麻薬統制委員会（I N C B）と情報交換を行うとともに、麻薬等原料物質取扱業者に対し、関係機関と連携して、管理及び流通状況等にかかる合同立入検査等を実施した。〔厚労・経産・海保〕
- 訪日外国人の規制薬物持ち込み防止のため、関係省庁のウェブサイト等での注意喚起に加え、民間団体等に対して広報協力の働きかけを行うとともに、国際会議や在外関係機関を通じて広報・啓発を実施した。〔警察・財務・厚労・海保〕

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 国際捜査共助等を活用し、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案を摘発した。〔警察、財務、厚労、海保〕
- 第63会期国連麻薬委員会（C N D）、アジア・太平洋薬物取締会議（A D E C）、第43会期アジア太平洋薬物取締機関長会議（H O N L E A）、第29回国際協力薬物情報担当者会議（A D L O M I C O）等の国際会議やその他専門家会合等に参加し、各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行い、我が国の取組や考え方への理解の獲得に努めた。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕

【当面の主な課題】

平成31年・令和元年の我が国の薬物情勢が密輸入事犯の検挙件数や水際での薬物押収量が過去最多となったことに加え、来年は、本年から延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い訪日外国人数の増加が見込まれることから、旅客に紛れた密輸入事犯が更に増加することが懸念される。こうした情勢を踏まえ、国内外の関係機関が連携を強化し、海外の密輸組織・密売組織と、国内の暴力団等犯罪組織との結節点の解明に努めるとともに、コントロールド・デリバリー捜査を積極的に活用するなど、徹底した水際対策を実施する必要がある。

また、昨今、若年層における大麻の乱用が拡大を続けていることに加え、大麻濃縮物や大麻を含有する食品等が摘発されるなど、乱用される大麻の形態の多様化が認められる。このため、大麻事犯の取締りの一層の強化はもとより、若年層や海外渡航者等の特定の対象者や対象薬物に焦点を当て、薬物の危険性・有害性に関する正しい知識の普及に努めるなど、広報・啓発活動をより効果的に実施する必要がある。

さらに、覚醒剤事犯の検挙人員は44年ぶりに1万人を切ったものの、覚醒剤事犯の再犯率は13年前から現在まで上昇し続け、13年前より11.7ポイント高い66%となっている。このような現状を踏まえ、薬物の再乱用防止を徹底するため、薬物乱用者に対する適切な治療と再乱用防止プログラムをより定着させるなど効果的な社会復帰支援をこれまで以上に強化する必要がある。

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」

フォローアップ

令和2年7月

薬物乱用対策推進会議

目次

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実・・・・・・・・・・・・・ 1
(薬物乱用防止教育の内容の充実強化)
(薬物乱用防止教室の充実強化)
(学校と警察等関係機関・団体との連携強化)
(研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上)
(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)
- (2) 有職・無職少年に対する啓発の強化・・・・・・・・・・・・・ 3
(労働関係機関・団体等による啓発の推進)
(インターネット等を活用した広報・啓発の推進)
- (3) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化・・・・・・・・・・・・・ 4
(家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進)
(関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用)
(街頭キャンペーン等による啓発の推進)
(地域における相談窓口の周知)
(薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進)
- (4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・ 6
(広報媒体等を活用した広報・啓発)
(関係機関・団体と連携した広報・啓発の推進)
- (5) 広報・啓発の強化・・・・・・・・・・・・・ 7
(科学的知見のさらなる活用促進)
(ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発)
(乱用薬物情勢に即した乱用防止のための啓発)
(統一的な方針に基づく啓発の推進)
- (6) 広報・啓発活動による効果検証の推進・・・・・・・・・・・・・ 8
(意識調査の実施)

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- (1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化・・・・・・・・・・・・・ 10
(専門医療機関の充実)
(治療が可能な医療従事者の育成)
- (2) 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進・・・・・・・・・・・・・ 10
(矯正施設における効果的な指導・支援の推進)
(保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進)
(保護司適任者の確保と活動基盤の強化)
(更生保護施設における社会復帰支援体制の強化)
(刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進)
(依存度合に応じた効果的な指導・支援の推進)
- (3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・ 12
(相談・支援窓口の周知と充実)
(自助グループ等民間団体支援の充実)
(相談・支援に携わる人材の育成)
(刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化)
- (4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進・・・・・・・・・・・・・ 15
(正しい理解の促進)
- (5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進・・・・・・・・・・・・・ 15
(薬物乱用実態の研究の推進)

(治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進)

目標 3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- (1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化・・・・・・・・・・17
(捜査体制の強化及び関係機関相互の連携強化)
(捜査手法、装備資機材の研究・導入等による捜査の高度化)
- (2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進・・・・・・・・・・18
(組織の首領等の中枢に位置する者に対する取締り強化)
(麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離)
(薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進)
(薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)
(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)
- (3) 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化・・・・・・・・・・20
(関係機関との情報共有の強化)
(暴力団等国内組織と外国人密売組織の結節点の解明)
- (4) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応・・・・・・・・・・21
(インターネット等を利用した密売事犯への対応強化)
(各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進)
- (5) 薬物乱用者に対する取締りの徹底・・・・・・・・・・22
(薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進)
(乱用が懸念される薬物に対する重点的な取締りの推進)
- (6) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進・・・・・・・・・・23
(未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進)
(未規制物質等の迅速な指定の推進)
- (7) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化・・・・・・・・・・24
(国内外における乱用実態の情報集約体制の強化)
(向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化)
(関係機関・団体への指導・監督の徹底)

目標 4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- (1) 密輸等に関する情報収集の強化・・・・・・・・・・27
(関係機関からの情報収集の推進)
(国民・民間団体等からの情報収集の推進)
(事件等を通じた情報収集の推進)
(組織・装備の強化)
(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)
- (2) 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築・・・・・・・・・・28
(海上、港湾等における監視・取締体制の強化)
(密輸手口の分析と対応した取締りの推進)
(密輸リスクに対応した取締りの実施)
(巧妙化した密輸手口に対応した取締機器の増強・開発等)
(密輸等に関する薬物分析の推進)
- (3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底・・・・・・・・・・31
- (4) 訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・31
(広報媒体等を活用した広報・啓発)
(諸外国の関係機関・団体と連携した広報・啓発)

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- (1) 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止・・・・・・・・・・ 33
(条約・協定等を活用した国際捜査協力の推進)
- (2) 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握・・・・・・・・・・ 33
(薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化)
(国際機関等と連携した薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化)
- (3) 国際会議・国際枠組への積極的な参画・・・・・・・・・・ 34
(情報交換や連携強化による積極的な国際貢献)
(協定等を活用した各国関係機関との情報交換)
- (4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化・・・・・・・・・・ 35
(技術支援等を通じた国際連携の強化)
(薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化)

※備考

・本フォローアップ「取組内容と結果」内の【】内の文字は担当府省庁の下記略称を示す。

| | | | | | |
|------|------|-----|-----|------|-----|
| 略称 | 官 | 内 | 警 | 消 | 総 |
| 府省庁名 | 内閣官房 | 内閣府 | 警察庁 | 消費者庁 | 総務省 |

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 略称 | 法 | 外 | 財 | 文 | 厚 |
| 府省庁名 | 法務省 | 外務省 | 財務省 | 文部科学省 | 厚生労働省 |

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 略称 | 経 | 国 | 海 |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 国土交通省 | 海上保安庁 |

・本フォローアップ「取組内容と結果」内の[]内の文字・数字は、上記略称・令和元年度予算を示す。

(例) [厚：予算 1,000 千円] ([厚生労働省：令和元年度予算 1,000 千円])

目標 1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 | | |
|------------------|--|--|---|-----------------|
| 薬物乱用防止教育の内容の充実強化 | 学校の教育活動全体を通じた薬物乱用防止教育の指導 | 学校における薬物乱用防止に関する指導は、学習指導要領に基づき、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科を中心に、学校の教育活動全体を通じて指導を行うことについて都道府県教育委員会等に対し周知した。【文】 | | |
| | 児童生徒に対する薬物乱用の理解向上のための指導方法工夫の周知 | 教職員に対する研修会等を通じて、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性についての正しい知識や規範意識を身に付けられるよう指導方法の工夫を行うことについて都道府県教育委員会等に対して周知した。【文】 | | |
| | 科学的知見に基づく薬物乱用防止に関するパンフレットや教材の作成・配布 | 薬物乱用防止に係る正しい知識を普及するため、子供の発達段階に応じて、小学校6年生の保護者向け、高校卒業予定者向け、青少年（有職・無職少年）向けの3種類の薬物乱用防止に関するパンフレットや教材を作成し、厚生労働省ウェブサイトに掲載するとともに、小学校6年生の保護者向け133万2千部、高校卒業予定者向け139万6千部、青少年（有職・無職少年）向け19万6千部を各学校等に配布した。【厚】 | [予算19,615千円] | |
| | | | 広報・啓発に従事する警察職員による活用や国民への配布を目的に、薬物乱用の危険性・有害性、薬物乱用者の手記等で構成するパンフレット「薬物乱用のない社会を」を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、都道府県警察へ配布した。【警】 | [予算2,040千円の内数] |
| | | | (公財)日本学校保健会を通じて、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編）」を改訂し、すべての小学校及び教育委員会に配布した。【文】 | [予算44,748千円の内数] |
| | | | 子供の発達段階に応じて薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説した小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生用の啓発教材を文部科学省ウェブサイトに掲載した。【文】 | |
| 薬物乱用防止教室の充実強化 | 薬物乱用防止教室のすべての中学校及び高等学校における年1回の開催及び地域の実情に応じた小学校における開催 | 児童生徒等に薬物乱用に関する正しい知識や規範意識を身に付けさせるため、専門知識を有する関係機関の職員等の協力を得て小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の開催に努めるよう学校の設置者等に対し指導した。【文】 警察職員が小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室に講師として赴き、薬物乱用の危険性・有害性等について講義を行った。【警】 | | |
| | 関係機関が連携した薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発 | 薬物乱用防止教室において活用できる有効な資材等について、関係省庁が参加する各種会議の場等を活用し、情報交換や検討を行った。【厚、警、文】 | | |

| | | |
|----------------------|---|---|
| 薬物乱用防止教室の充実強化 | 薬物の専門知識を有する関係機関の職員の連携による薬物乱用防止教室の充実強化 | <p>薬物乱用防止教室を充実強化するため、薬物の専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携して薬物乱用防止教室に関わるとともに、各種啓発資料の作成・配布を行った。【文、警、財、法、厚】</p> <p style="text-align: right;">[厚：予算 51, 775 千円]</p> |
| | 薬物乱用防止広報車の活用等による児童生徒の薬物乱用根絶意識の向上 | <p>少年鑑別所において、地域援助として、学校等の依頼に応じた薬物乱用防止を含む授業（法教育）を実施した。【法】</p> <p>イベント会場等において、薬物乱用防止広報車を活用して薬物の標本やパネル等の展示などを実施した。【警】</p> <p style="text-align: right;">[予算 3, 988 千円]</p> |
| 学校と警察等関係機関・団体との連携強化 | 学校警察連絡協議会等を通じた情報交換による学校と警察等の関係機関との連携強化 | <p>学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、教育委員会が学校関係者、警察等と連携し、薬物乱用防止教育の効果的な指導方法等について検討・実施する取組に対する支援を行った。【文】</p> <p style="text-align: right;">[予算 8, 123 千円の内数]</p> |
| | | <p>学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、薬物の危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請を実施した。【警】</p> <p>少年鑑別所において、地域援助として、学校等の依頼に応じて、学校警察連絡協議会等に参加し、薬物乱用防止を含む助言や研修、講演等を行った。【法】</p> |
| 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上 | 薬物乱用防止教育の指導方法及び指導内容の充実強化 | <p>薬物乱用防止教育を含む学校保健の充実に資するため、教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健・安全研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」を開催し、薬物乱用防止教育に関する研究協議を行った。【文】</p> <p style="text-align: right;">[予算 14, 689 千円の内数]</p> |
| | | <p>薬物乱用防止に関する指導者等の資質向上を図るため、（独）教職員支援機構における健康教育指導者養成研修で、教職員、教育委員会関係者を対象に指導方法及び指導内容を検討する演習を行った。【文】</p> <p>薬物乱用防止に関する指導者等の資質向上を図るため、警察職員が、教育委員会等主催の研修会へ参加して、学校関係者に薬物乱用防止に関する講演を行った。【警】</p> |
| | <p>薬物乱用防止教育に携わる指導者の育成及び資質向上を図るため、指導者に対する研修会や講習会を開催するとともに、最新かつ正確な薬物知識と各発達段階別の指導内容を盛り込んだ資料等を提供した。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算 3, 698 千円]</p> | |
| | <p>教員以外の指導者のための研修会の充実</p> <p>指導者の資質向上を図るため、（公財）日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、関係機関との連携を図りながら薬物乱用防止教室指導者研修会等の内容の充実を図るよう学校の設置者等に指導した。【文】</p> | |
| 薬物乱用防止指導員の育成と資質向上 | <p>薬物乱用防止指導員の育成及び資質向上を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会や講習会を開催した。【厚】</p> | |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進 | 大学等の学生に対する薬物乱用防止に関する啓発活動の実施 | <p>薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレットを文部科学省ウェブサイトに掲載するとともに、大学生等への周知・啓発について大学等に依頼した。【文】</p> <p>大学等の学生に対して薬物乱用防止の正しい知識を普及するため、青少年向けの啓発読本を作成し、配布するとともに、薬物乱用防止啓発事業等の機会において、若年層による乱用が拡大している大麻を始めとした薬物の乱用防止に係る啓発を実施した。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算 4, 285 千円]</p> <p>薬物乱用による健康被害や危険性についての理解を深めるため、パンフレット、有識者や著名人が出演する動画等を活用して、大学、専門学校の学生を対象とした薬物乱用防止講習を実施した。【警】</p> <p>文部科学省が作成している「薬物のない学生生活のために」のパンフレットの意見照会に協力した。【内】</p> |
| | 大学生向けの啓発資料の作成及び入学時のガイダンスにおける活用 | <p>大学生等が薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識や規範意識を身に付けられるよう、薬物乱用防止のための啓発用パンフレットを作成し、すべての大学等に配布するとともに、入学時のガイダンス等における活用を依頼した。【文】</p> <p style="text-align: right;">[予算8, 123千円の内数]</p> |
| | 大学の教職員に向けた「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット」の活用及び大学での取組の促進への理解啓発 | <p>大学等における薬物乱用防止に関する啓発等の取組を促進するため、大学関係者を対象とした研修会や会議等において、様々な機会を通じて学生に対する指導の充実や教職員の意識の向上が図られるよう依頼した。【文】</p> |
| | | |

(2) 有職・無職少年に対する啓発の強化

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|-----------------------|------------------------------------|--|
| 労働関係機関・団体等による啓発の推進 | 新入社員等を対象とする薬物乱用防止講習の実施 | <p>薬物乱用による健康被害や危険性についての理解を深めるため、パンフレット、有識者や著名人が出演する動画等を活用して、新入社員等を対象とした薬物乱用防止講習を実施した。【警】</p> |
| | 有職・無職少年を対象とする薬物乱用防止啓発読本の作成、配布 | <p>有職・無職少年に薬物乱用に関する正しい知識を普及するため、若年層による乱用が拡大している大麻等を始めとした薬物の人体や社会への影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し、労働関係機関、青少年労働関係団体等に配布した。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算4, 285千円]</p> |
| インターネット等を活用した広報・啓発の推進 | インターネット上への薬物乱用防止パンフレット等の掲載を通じた情報発信 | <p>政府広報として、インターネットテレビやラジオ等により情報発信を行った。【内】</p> <p>政府広報、SNS等の活用に加え、警察庁ウェブサイト内に大麻対策の広報啓発用ウェブサイトを開設し、有識者の解説動画や著名人のメッセージ、対象の属性に応じたパンフレットの掲載等により、薬物乱用による健康被害や危険性等について情報を発信した。【警】</p> |

| | | |
|-----------------------|------------------------------------|--|
| インターネット等を活用した広報・啓発の推進 | インターネット上への薬物乱用防止パンフレット等の掲載を通じた情報発信 | 国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、厚生労働省のウェブサイトに薬物乱用防止パンフレットやポスター、リーフレットを掲載した。【厚】 文部科学省及び情報通信分野等の企業・団体等と協力しながら、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした出前講座である「e-ネットキャラバン」を、児童・生徒、保護者・教職員等を対象として全国で実施しており、令和元年度は、前年度より131箇所多い、全国2,660箇所で開催した。【総、文】 [総：予算442,613千円の内数] |
| | 内閣府共生社会のウェブサイトによる広報啓発 | 内閣府の「青少年有害環境対策」掲示板に、薬物乱用防止対策マンガ「たった一度の過ち」や「ストップ！危険ドラッグに手を出すな！」を掲載した。【内】 |

(3) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|-----------------------------|--|--|
| 家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進 | 保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止広報・啓発の推進 | 家庭、地域における薬物根絶意識の高揚を図るため、警察庁ウェブサイト内に大麻対策の広報啓発用ウェブサイトを開設し、有識者の解説動画や著名人のメッセージを発信したほか、対象の属性に応じたパンフレット、前出「薬物乱用のない社会を」を保護者や地域住民等を対象とした薬物乱用防止に関する講演やキャンペーン等で配布した。【警】 薬物乱用防止教育の一環として、家庭における薬物根絶意識の醸成を図るため、全小学6年生の保護者を対象とした薬物乱用防止読本を作成・配布した。【厚】 [予算7,793千円] |
| | SNSやウェブサイト等、インターネットを通じて青少年へ伝わる有害情報へのフィルタリング導入の普及促進 | フィルタリングの導入を普及促進するために、少年、保護者、教育関係者等に対する広報啓発活動を実施するとともに、携帯電話事業者に対し、販売時における保護者への説明等の義務履行の徹底を要請した。【警】 [予算5,184千円の内数] |
| | “社会を明るくする運動”の一環として、薬物乱用防止をテーマにした研修会及び講演会を実施。 | “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一環として、全国で、地域住民を対象とする薬物乱用防止をテーマとした講演会、住民集会、ケース研究等を実施した。【法】 [予算11,860千円の内数] |
| | 依存症予防教室の実施 | 薬物等を含む各種依存症の予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施した。【文】 [予算10,488千円] |
| 関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用 | 相談機関間の連携強化による迅速な情報共有体制の構築 | 関係府省庁8課長による連名通知「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について」を発出し、都道府県等の関係機関に広報啓発活動強化を依頼した。【厚、内、警、消、法、財、文】 |
| | 各種啓発資材の作成及び関係機関・団体への配布 | 国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、各種啓発資材を作成し、都道府県等の協力を得て関係機関・団体へ配布した。【厚、内、警、法、財、文】 |

| | | |
|--------------------------|-------------------------------|--|
| 関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用 | 薬剤師会等の専門知識を有する関係機関との連携・啓発推進 | <p>薬物乱用防止啓発訪問事業において、薬剤師会等の専門知識を有する関係機関・団体と連携して、専門知識に基づく啓発活動を実施した。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算51,775千円]</p> |
| 街頭キャンペーン等による啓発の推進 | 各種薬物乱用防止運動、月間における広報啓発活動の一層の推進 | <p>国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」（5月～6月）、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」（10月～11月）において、街頭キャンペーン、地区大会等を展開し、啓発活動を行った。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算21,655千円]</p> |
| | | <p>7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における重点課題の1つに「薬物乱用対策の推進」を挙げ、関係機関・都道府県等に啓発活動等の取組を依頼した。【内】</p> |
| | | <p>国民の薬物根絶意識の高揚を図るため、「薬物乱用防止広報強化期間」（6月～7月）を実施して、関係機関・団体等と連携した街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進した。【警】</p> |
| | | <p>国民の薬物根絶意識の高揚を図るため、「薬物銃器犯罪根絶の集い・千葉大会」（1月）を開催し、高校生が参加するパネルディスカッションや有識者による講演等を通じて、薬物乱用の実態や危険性を周知した。【警】</p> <p style="text-align: right;">[予算1,121千円]</p> |
| | | <p>“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一環として、全国で、青少年を対象とした薬物乱用防止教室を実施した。【法】</p> <p style="text-align: right;">[予算11,860千円の内数]</p> |
| 地域における相談窓口の周知 | 関係機関・団体と連携した駅前や街頭でのキャンペーン等の実施 | <p>地域社会における薬物根絶意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携し、イベント等の機会を利用した街頭キャンペーンを行うなどの広報啓発活動を推進した。【警】</p> <p>国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、各種運動、大会、キャンペーン等の広報活動や様々な媒体を通じて、薬物乱用の実態や危険性について積極的に周知した。【財】</p> |
| | 街頭ビジョン、交通広告媒体等を活用した広報・啓発の実施 | <p>地域社会における薬物根絶意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携し、街頭ビジョン・交通広告媒体等を活用するなど広報啓発活動を推進した。【警】</p> |
| | 相談窓口の周知による相談機関の積極的な活用 | <p>精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口、「あやしいヤクブツ連絡ネット」等の相談窓口の周知及び相談機関の積極的な活用を図るため、啓発資材の配布、インターネットを利用した広報啓発活動、各種運動・月間等を通じて薬物に係る相談窓口について積極的に広報した。【厚】</p> |

| | | |
|--------------------|---|---|
| 地域における相談窓口の周知 | 相談窓口の周知による相談機関の積極的な活用 | 内閣府ウェブサイトにおいて、厚生労働省の薬物問題相談窓口へのリンクを掲載した。【内】 |
| | | 各都道府県警察が設置している相談窓口、「ヤングテレホンコーナー」等を掲載したリーフレットを作成・配布した。【警】 [予算 1, 236 千円] |
| | | 相談窓口の周知を図るため、警察庁ウェブサイト、広報啓発パンフレット「薬物乱用のない社会を」に相談窓口を掲載した。【警】 |
| | | 消費者庁のウェブサイトにおいて、薬物問題の相談窓口を掲載した。【消】 |
| | | パンフレットの配付、ウェブサイトの公開等により、法務少年支援センターの業務に関する広報を推進した。広報を通じた社会的認知度の向上等により、令和元年の地域援助実施件数が前年に比べて増加し、11, 879件となった。【法】 |
| | | 相談機関間の連携強化や相談窓口の周知を図るため、ウェブサイトの公開、パンフレットの配布等により相談窓口の周知等を積極的に展開した。【財】 |
| 薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進 | 街頭補導活動による薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止 | 関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前を始め、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。【警】 |
| | 少年のたまり場となりやすい店舗・場所の管理者等に対する警察への早期通報等の協力要請 | 少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を継続して依頼した。【警】 |
| | 少年補導員等に対する少年の薬物乱用状況や乱用薬物についての知識の向上 | 少年補導員等に向けた研修会等を実施した。【警】 [予算15, 789千円の内数] |

(4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|-----------------|--------------------------|---|
| 広報媒体等を活用した広報・啓発 | 海外渡航者等に向けた注意喚起及び政府の取組の周知 | 警察庁ウェブサイトに掲載する資料「平成30年における組織犯罪の情勢」において覚醒剤密輸入事犯の現状を解説し、パンフレット「薬物乱用のない社会を」では海外渡航時においていわゆる「運び屋」として利用されないための注意喚起を行った。【警】 海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう、法規制や有害性を訴えるポスターを関係省庁の連名により作成したほか、政府の取組の周知を図るため、ウェブサイトやSNS等で注意喚起を実施した。【警、財、外、厚】 [警：予算648千円の内数] |

| | | |
|----------------------|--|--|
| 関係機関・団体と連携した広報・啓発の推進 | 海外渡航に関係する事業者等に対する渡航先における薬物乱用防止に関する協力依頼 | 薬物密輸入防止の気運の醸成を図るため、関係機関、国際空港等と連携し、国際空港において、規制薬物の密輸入防止を目的とした合同キャンペーンを実施した。 【警】 |
| | | 海外渡航者向けに作成したポスター（前掲）を国際空港、旅行代理店等に配布して協力を依頼した。【警、厚】 |

(5) 広報・啓発の強化

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|----------------------------|---|--|
| 科学的知見のさらなる活用促進 | 薬物の危険性・有害性等の科学的知見について関係機関と共有及び広報資料への反映 | 薬物乱用防止のための広報啓発資料やイベント等に有識者を活用して、科学的知見を反映させ、広報啓発活動の内容充実を図った。【警】 薬物の危険性・有害性等の科学的知見について、関係府省庁間の各種会議等において情報共有を実施したほか、有識者の知見を活用した広報・啓発資料を作成した。 【警、厚】 |
| | 違法薬物による死因に係る医師による死亡診断書及び死体検案書への適切な記載 | 死体検案書等を作成する医師に対し、解剖や薬毒物検査等の結果について、適切に情報提供を行った。【厚、警】 |
| ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発 | 広報媒体・手法の工夫、内容の充実による啓発活動の強化 | 青少年の目に触れやすいウェブサイトやSNS等のインターネットの広報媒体を活用するとともに、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いるなど、啓発活動の手法を工夫した。【厚】 |
| | | 政府広報、SNS、パンフレットに加え、警察庁ウェブサイト内に大麻対策の広報啓発用ウェブサイトを開設し、有識者の解説動画や著名人のメッセージ、対象の属性に応じたパンフレットを掲載する等の視覚に訴える広報媒体の内容を充実させて広報啓発活動を強化した。 【警】 |
| | | 政府広報として、インターネットテレビやラジオ等により情報発信を行った。【内】 |
| | 内閣府の「青少年有害環境対策」掲示板に、薬物乱用防止対策マンガ「たった一度の過ち」や「ストップ！危険ドラッグに手を出すな！」を掲載した。【内】 | |
| | 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を通じたインターネット上における薬物関連の情報の収集・提供及び啓発 | 薬物乱用防止対策の充実強化を図るため、「あやしいヤクブツ連絡ネット」において、インターネット上における薬物関連情報の収集、薬物乱用の危険性・有害性等の周知、薬物相談等を実施するとともに、平成31年4月に開設した「あやしいヤクブツ連絡ネット」のツイッターを活用して、薬物関連の最新情報の提供や注意喚起等を行った。【厚】 |
| | ウェブサイトや税関展示室等を活用した広く一般国民に対しての税関における水際取締対策等の広報 | 広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報するため、覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関のウェブサイトや税関のツイッター等を活用し、薬物摘発を含めた各税関の事件発表を周知した。【財】 |

| | | |
|----------------------------|---|--|
| ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発 | ウェブサイトや税関展示室等を活用した広く一般国民に対しての税関における水際取締対策等の広報 | 学校等へ税関職員を派遣し、税関見学会や講演会等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映し、模造麻薬見本や密輸手口の写真パネルを展示するとともに、危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。【財】 |
| | 啓発用資材の配布 | 関係各省庁が公表する啓発資材等を消費者庁のウェブサイトに掲載し、広報・啓発を実施した。【消】 |
| | 自動車運送事業者に対する監査や講習等を通じた薬物の使用禁止の徹底した周知 | 警察からの通報や報道等により、運転者の運行中における薬物の使用が疑われる場合に、事業者に対して監査を実施し、違反内容に応じた行政処分等を実施するとともに、薬物の使用禁止に関し運転者への適切な周知を行うよう指導した。【国】 運行管理者が受講する講習において、薬物に関する正しい知識や使用禁止についてテキストを用いて周知した。【国】 |
| 乱用薬物情勢に即した乱用防止のための啓発 | 薬物乱用情勢に即した啓発内容の共有による効果的な啓発の実施 | 我が国や海外の乱用薬物情勢、薬物の危険性・有害性等の科学的知見等について、関係府省庁間において情報共有を実施して、啓発の在り方について検討し、ウェブサイトの開設やポスターの作成等効果的な啓発活動を実施した。【厚、警】 |
| 統一的な方針に基づく啓発の推進 | 国・地方等が一体となった広報・啓発活動の推進 | 国と地方等が一体となって効果的な広報啓発活動を推進するため、関係府省庁8課長による連名通知「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について」を发出し、都道府県等の関係機関に広報啓発活動強化を依頼した。【厚、内、警、消、法、財、文】 若年層を中心に大麻の乱用が拡大していることから、都道府県警察に対して、乱用防止に関する効果的な広報啓発活動の実施について、具体的な留意事項を示して通達するなど、統一的な方針に基づく啓発活動を推進した。【警】 再犯防止啓発月間である7月に合わせ、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村に対して、薬物依存の問題にも触れた再犯防止に係る広報用リーフレットを送付し、地域住民等への配布等による広報・啓発活動への協力を依頼した。また、令和元年7月以降、「依存の問題を抱える犯罪をした者等への支援の在り方」をテーマとした、一般の方向けの再犯防止シンポジウムを、地方公共団体等の協力を得つつ、全国9か所で実施した。【法】 [予算11,851千円] |

(6) 広報・啓発活動による効果検証の推進

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|---------|------------------------|---|
| 意識調査の実施 | 意識調査の実施及び結果の広報啓発活動への反映 | 調査結果を広報啓発活動に反映させるため、青少年を中心とした国民の薬物乱用に関する意識調査を行った。【厚】 |
| | | 広報啓発活動の充実を図るため、大麻乱用者を対象とした実態調査を実施し、大麻の有害性・危険性に関する認識が低いとの結果を広報啓発活動に反映させた。【警】 |

【まとめと今後の課題】

薬物乱用を未然に防止するためには、国民に対し、薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させることが重要である。

児童、生徒、学生等に対する広報啓発においては、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、対象者の年齢等に応じた啓発資料を作成・配布するとともに、薬物の専門知識を有する関係機関の職員等が薬物乱用防止教室に講師として赴き、正しい知識の普及に努めた。また、関係機関が薬物乱用防止指導員に対する研修会や講習会を開催し、指導員の資質向上を図った。

学校等における啓発活動は、引き続き啓発内容の充実と指導者の資質向上を図ることが重要である。

有職・無職少年への広報啓発においては、新入社員に対する薬物乱用防止講習を実施するとともに、労働関係団体に対して、啓発資料を配布した。

また、家庭、社会における広報啓発としては、大麻対策の広報啓発用ウェブサイトの開設や薬物乱用防止対策マンガのウェブサイトへの掲載など、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、パンフレットを作成し、保護者や地域住民等を対象とした薬物乱用防止に関する講演やキャンペーン等において配布した。

引き続き、対象者に応じた効果的な広報啓発を続けていくことが重要である。

さらに、各種会議の場を活用するなどして、関係機関が広報啓発に関する情報共有を図り、啓発方針、啓発資料の内容充実について検討を行った。

加えて、関係府省庁の連名による、薬物乱用防止に係る各種運動・月間の強化に関する通知を発出し、統一的な方針に基づき、全国で関係機関等とともに啓発運動・キャンペーンを推進した。

今後も、関係機関が一層連携を強化し、国を挙げて広報啓発活動を推進することが求められている。

青少年の薬物乱用の未然防止には、インターネット上の違法薬物等に関する有害情報の閲覧を防ぐことが効果的であることから、フィルタリング導入の普及促進のために、広報啓発活動の実施及び携帯電話事業者に対して販売時の説明等の徹底要請を行った。

街頭補導活動については、関係機関・団体、ボランティアが連携して薬物乱用少年の早期発見に努めるとともに、少年補導員等の資質向上のために研修会を実施した。

海外渡航者に向けた広報啓発としては、覚醒剤密輸入事犯の現状を解説した啓発パンフレットの作成や、海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう法規制や有害性を訴えるポスターを作成して注意喚起を行うとともに、ウェブサイト、SNS等を通じて情報を発信した。

令和元年の薬物情勢を見ると、大麻事犯検挙人員が過去最多を更新するとともに、検挙人員の約60%が30歳未満の者である。大麻については、インターネット等において、「有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると考えられることから、青少年に向けた大麻を始めとする薬物乱用防止に係る上記広報啓発活動を一層強化し、正しい知識を普及することが重要である。

目標 2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

(1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|----------------|---|---|
| 専門医療機関の充実 | 薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定の推進及び治療・回復プログラムの充実・普及 | 「依存症対策総合支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進し、依存症からの回復を目指す者に対する治療回復プログラムの提供を推進した。【厚】 [予算 511, 781 千円の内数] |
| | | 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。【厚】 |
| | | 「依存症対策総合支援事業」により、精神保健福祉センター等において、SMARPP 等の認知行動療法プログラム等の治療回復プログラムを実施した。【厚】 [予算 511, 781 千円の内数] |
| 治療が可能な医療従事者の育成 | 薬物依存症に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修の実施、精神科以外の医療機関に従事する者への研修の充実 | 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを全国拠点機関に指定)の中で、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおいて依存症回復施設職員を対象とした研修を実施した。【厚】 [予算 76, 825 千円の内数] |
| | | 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」の中で、医療従事者の依存症治療に対する専門的な能力の向上と、地域における相談・治療等の指導者となる人材の養成を実施した。【厚】 [予算 76, 825 千円の内数] |

(2) 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導支援の推進

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|---------------------|---------------------------------|---|
| 矯正施設における効果的な指導支援の推進 | 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施及び薬物指導等体制の整備 | 刑事施設における薬物依存離脱指導の実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラーによる助言指導体制を整備した。【法】 [予算 107, 010 千円] |
| | | 札幌刑務支所において、出所後の生活により近い環境で、社会内においても継続が可能なプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等させる体制を構築する女子依存症回復支援モデル事業を開始した。【法】 [予算 23, 444 千円] |
| | | 少年院においては、重点指導施設において薬物非行防止指導を実施したほか、特有の課題を抱える女子在院者に対する指導の強化に向け、職員へのスキルアップ研修を実施した結果、指導者の専門的知識及び指導技術が向上し、薬物非行防止指導の充実強化が図られた。【法】 [予算 11, 076 千円] |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進 | 薬物再乱用防止プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査の実施 | 対象者の断薬意志の維持及び促進につなげ、薬物の再乱用防止を図るため、薬物依存のある保護観察対象者に対して、特別遵守事項により義務付けて実施する薬物再乱用防止プログラム及び対象者の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施した。【法】 [予算104,729千円] |
| | 地域の医療機関等における医療や支援を受けることの働き掛けの実施 | 地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等の利用を促進するため、薬物依存のある保護観察対象者に対し、必要に応じて、当該機関における支援を受けることを働き掛けた。【法】 |
| | 就労に向けたきめ細やかな支援の充実 | 不就労で生活が安定しない薬物事犯者も含めた刑務所出所者等の就労確保を図るため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓した。【法】 [予算817,005千円] |
| | 薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等の充実強化、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制整備 | 薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等の充実強化を図るため、保護観察所の保護観察官を増員するなど、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制を整備した。【法】 |
| | 保護観察官に対する薬物依存対策研修やスーパーバイズの実施 | 保護観察官の処遇能力を向上させるため、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に当たる保護観察官に対して、薬物依存からの回復に関する外部専門家を招へいし、研修を実施した。【法】 [予算23,653千円] |
| 保護司適任者の確保と活動基盤の強化 | 保護司適任者の確保と活動基盤の強化 | 薬物依存のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担う保護司について、適任者確保と活動基盤の強化を一層推進するため、「保護司候補者検討協議会」や「保護司活動インターンシップ」を実施したほか、その活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」を拡充し、全国的に整備した。【法】 |
| | | 保護司の安定的確保のため、平成31年3月に「保護司の安定的確保のための基本的指針」（平成26年3月策定）を改訂するとともに、前記指針の着実な実施のため、「保護司の安定的確保のための10のアクションプラン」を策定した。【法】 [予算1,384,503千円] |
| 更生保護施設における社会復帰支援体制の強化 | 更生保護施設等における薬物依存のある保護観察対象者の受入れ促進及び同依存から回復するための支援の充実 | 薬物依存のある保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図るため、薬物処遇重点実施更生保護施設として指定された更生保護施設において、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を有する薬物専門職員を中心に薬物処遇を実施した。【法】 [予算5,374,408千円の内数] |
| 刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進 | 薬物事犯者の再乱用防止対策の在り方の検討 | 薬物事犯者に対する支援の在り方を検討するため、平成30年度に設置した「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」において、厚生労働省と連携し、有識者や実務家からヒアリングを行うなどして、薬物事犯者の再犯・再乱用防止のための取組状況に関する実態把握等を引き続き実施した。【法】 |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| 刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進 | 関係機関との連携強化 | 全国8ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、社会復帰後の支援に資する刑事施設と保護観察所との連携について検討した。【法】 [予算664千円] |
| | 薬物事犯受刑者等に対する調査と出所後の生活環境の調整の実施 | 薬物事犯者受刑者等の問題性に応じた適切な出所後の帰住先の確保を図るため、出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査と出所後の生活環境の調整を実施した。【法】 [予算4,475千円] |
| | 刑事施設を満期出所した薬物事犯者等に対する支援の実施 | 薬物事犯者等の円滑な社会復帰を図るため、刑事施設を満期出所した薬物事犯者等について、適当な住居がないなどの事情があるときは、その者の申出に基づいて、宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講じた。【法】 [予算5,374,408千円の内数] |
| | 執行猶予判決が見込まれる者や保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等に対する社会復帰支援 | 薬物使用者の再乱用防止対策を強化するため、平成31年4月、新たに近畿厚生局麻薬取締部に再乱用防止対策官を設置した。【厚】 |
| | | 再乱用防止を図るため、検挙した薬物事犯者のうち、執行猶予判決が見込まれる者及び保護観察処分が付かない者に対し、再乱用防止プログラムを実施するとともに、全国麻薬取締部において公認心理師等の専門職員を雇用了。【厚】 [予算128,035千円の内数] |
| | | 執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者やその家族へ再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」を供覧・配布して、全国の精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなど情報提供を実施した。【警】 [予算2,040千円の内数] |
| 再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実 | 再乱用防止指導の一貫性を保つとともに、対象者に応じた適切な対応を可能とするために、再乱用防止に従事する職員向けの教材等を作成した。【厚】 | |
| 依存度合いに応じた効果的な指導・支援の推進 | 矯正施設における再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施 薬物事犯者に対するアセスメントを実施して、依存度合いや再犯リスクに応じた指導を実施した。【法】 | |

(3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|---------------|---|--|
| 相談・支援窓口の周知と充実 | 都道府県及び政令指定都市における依存症相談員を配置した相談拠点の設置および本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実 | 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。【厚】 |
| | | 相談支援体制の充実を図るため、「依存症対策総合支援事業」により、地域における相談拠点の設置や相談支援に携わる人材育成を行った。【厚】 [予算511,781千円の内数] |
| | 精神保健センターにおける治療回復支援及び家族支援 | 精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。【厚】 |

| | | |
|------------------|---|--|
| 相談・支援窓口の周知と充実 | 法務少年支援センターの社会的認知度の向上 | 法務少年支援センターの業務に関する広報を推進するため、パンフレットの配付、ウェブサイトの公開等を実施した結果、広報を通じた社会的認知度の向上等により、令和元年の地域援助実施件数は、前年に比べて増加し、11,879件となった。【法】 |
| | 引受人・家族等に対する講習会・相談会の実施 | 依存性薬物の害悪及び本人への対応に関する知識を付与するため、精神保健福祉センターや民間支援団体と連携して引受人・家族会を実施した。【法】 [予算5,239千円] |
| | 薬物問題を抱える当事者及びその家族に向け、冊子を配布する等して相談・支援窓口や民間支援団体の周知を行うことによる相談機関活用の促進 | 相談機関活用を促進するため、薬物問題を抱える当事者やその家族に向けて、精神保健福祉センターやダルク等の民間支援団体を紹介した。【厚】 |
| | | 薬物問題を抱える当事者や家族のため小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)を改訂し、全国の薬務主管課、保護観察所、矯正施設、民間自助団体等に配布した他、厚生労働省のウェブサイトへ掲載した。【厚】 執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者やその家族へ再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」を供覧・配布して、全国の精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなど情報提供を実施し、その活用を促進した。【警】 [予算2,040千円の内数] |
| | 薬物依存症を支援する関係機関の連絡会議の開催を通じた当事者及びその家族に対する相談体制の充実強化 | 当事者及びその家族に対する相談体制の充実強化を図るため、行政や医療福祉、司法、民間団体等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催した。【厚】 |
| 自助グループ等民間団体支援の充実 | 地域で活動する自助グループ等民間団体の活動促進のための取組充実 | 「依存症民間団体支援事業」により、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体が実施する、依存症対策の推進に必要な人材を養成するための研修や、依存症に関する普及啓発等の活動を支援した。【厚】 [予算29,103千円の内数] |
| | | 「薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業」により、ダルク等の地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援した。【厚】 [予算49,486,221千円の内数] |
| | | 行政や医療、福祉、司法、民間団体等との連携を図るため、「依存症対策総合支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や、包括的な支援を実施するための連携会議を開催した。【厚】 [予算511,781千円の内数] |
| 相談・支援に携わる人材の育成 | 精神保健福祉センター等における職員に対する研修の充実 | 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する職員の対応力の向上を図るとともに、地域における指導者の養成を行った。【厚】 [予算76,825千円の内数] |
| | 障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生活支援に当たる者に対する研修の充実 | 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により、依存症回復施設職員の対応力の強化を図るとともに、地域における指導者の養成を行った。【厚】 [予算76,825千円の内数] |

| | | |
|--------------------------------------|--|--|
| <p>相談・支援に携わる人材の育成</p> | <p>職員の専門性向上を図るための各種研修等の実施</p> | <p>薬物事犯者の処遇プログラムを担当する職員の専門性向上を図るため、集合研修等の各種研修を実施した。【法】 [予算 3,904 千円]</p> <p>依存症を含む精神疾患に関する専門的知識及び処遇技術等を習得させるため、精神保健福祉士養成施設等に委託して研修を実施した。【法】 [予算 4,457 千円]</p> |
| <p>刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化</p> | <p>「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく関係機関との連携</p> | <p>より多くのケースを必要な支援につなげるため、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関するガイドライン」に基づき、医療・保健・福祉機関等と連携した。【法】 [予算 4,346 千円の内数]</p> <p>「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、関係機関との緊密な連携の下、各関係機関が有する責任、機能又は役割に応じた支援を切れ目なく実施した。【厚】</p> |
| | <p>矯正施設における指導体制の強化</p> | <p>刑事施設 77 庁（刑務支所を含む。）において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置しているほか、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。【法】 [予算 48,994 千円]</p> |
| | <p>保護観察所における地域支援連絡会議の実施</p> | <p>薬物依存のある保護観察対象者が居住する地域における薬物処遇に係る関係機関との連携を図るため、薬物処遇に係る関係機関・団体が協働して地域支援連絡会議を実施した。【法】 [予算 1,312 千円]</p> |
| | <p>ケア会議の実施及び関係機関との連携の強化</p> | <p>保護観察所と関係する機関・団体等との連携を促進するため、医療機関等に通院等する保護観察対象者の処遇に係るケア会議を実施した。【法】 [予算 4,346 千円の内数]</p> |
| | <p>保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等の実施</p> | <p>医療機関等に通院等する保護観察対象者の医療・支援状況に関する情報提供を受け、心身の状況を踏まえた適切な指導を実施した。【法】 [予算 4,346 千円の内数]</p> |
| | <p>薬物依存回復訓練の外部委託</p> | <p>規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得の促進を図るため、保護観察対象者に対する薬物依存回復訓練の実施を民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。【法】 [予算 5,374,408 千円の内数]</p> |
| | <p>地域における薬物依存症者を支援する関係機関との連携強化</p> | <p>行政や医療、福祉、司法、民間団体等との連携を図るため、「依存症対策総合支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や連携会議を開催した。【厚】 [予算 511,781 千円の内数]</p> |
| | <p>個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の推進</p> | <p>少年の薬物再乱用防止を図るため、必要に応じて、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行うとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、体験活動等への参加、就学・就労等への支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を実施した。【警】 [予算 47,045 千円の内数]</p> |

(4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|----------|---|--|
| 正しい理解の促進 | 薬物依存症の正しい知識と理解を国民に広く普及し、適切な治療・支援に結びつけるための継続的な普及啓発 | <p>依存症からの回復に向け、精神保健福祉センター及び自助グループ等の民間団体へ相談することの重要性を周知するため、「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」を開催するとともに「依存症を理解するためのリーフレット」を配布した。【厚】</p> <p>保健所及び精神保健福祉センターにおける相談事業を通じた薬物問題の早期発見・早期対応を可能とするため、依存症の理解を深めるための普及啓発事業の中で広報・啓発事業を実施した。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算94,739千円の内数]</p> |
| | 講習会の開催を通じた薬物依存症・中毒に関する正しい知識・理解の促進と意識向上 | <p>薬物依存症・中毒に関する正しい知識・理解の普及を図るため、一般市民や民間団体等を対象として、依存症専門家を招いた「再乱用防止対策講習会」を全国6ブロックで開催した。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算128,035千円の内数]</p> |

(5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|----------------------------|--|--|
| 薬物乱用実態の研究の推進 | 薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援のあり方に関する研究等の推進 | <p>「依存症に関する調査研究事業」の実施により、薬物依存症者に関する意識調査、実態把握を行い、支援モデルの検証を行った。【厚】</p> <p style="text-align: right;">[予算92,129千円の内数]</p> |
| | | <p>治療法等の基盤作りを推進するため、薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めた。【厚】</p> |
| | | <p>厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。【厚】</p> |
| | | <p>厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。【厚】</p> |
| 治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進 | 刑事施設における処遇プログラムの効果検証の実施 | <p>刑事施設における処遇プログラムの効果検証を実施するに当たり、効果検証に必要なデータの収集を実施した。【法】</p> <p>保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの効果検証のための調査を実施した。【法】</p> |
| | 全国の精神科医療機関の下、各施設を受診した薬物依存症・中毒者の症例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析及び評価の実施 | <p>国内における再乱用防止に資する科学的知見等の収集を図るため、薬物乱用・依存状況の実態把握及び薬物依存症者等の社会復帰に向けた支援に関する研究を実施した。【厚】</p> |
| | 麻薬取締部で実施中の薬物乱用者への指導結果等についての分析及び評価 | <p>再乱用防止に係る取組の充実強化を図るため、麻薬取締部が実施している再乱用防止プログラムにおける指導結果等について、分析及び評価を実施した。【厚】</p> |

【まとめと今後の課題】

平成31年・令和元年の覚醒剤事犯の検挙者における再犯者の割合は6割を超え、再乱用防止対策の強

化が喫緊の課題となっている。

全国的に、薬物依存症治療に係る専門医療機関が不足していることから、「依存症対策総合支援事業」を実施し、薬物依存症治療を実施する医療機関の整備を図るとともに、医療従事者の育成を実施した。今後も同機関の選定を推進し、治療内容の充実を図る必要がある。

刑事司法機関においては、執行猶予判決が見込まれる者や保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者に対して、再乱用防止プログラムを実施するとともに、相談窓口の周知を徹底した。今後、麻薬取締部で行う再乱用防止プログラムについて、対象者の参加率が70%以上、定着率が95%以上となるように強化していく。

刑事施設、更生保護施設、保護観察所においては、職員の専門性向上を図るとともに、薬物依存症者に対して、薬物処遇及び社会復帰支援を実施した。

引き続き、関係機関が連携し、これらの施策を一体的に実施することが、薬物依存症者の社会復帰には不可欠である。

また、刑事司法機関での対応を終えた薬物依存症者が地域社会の中で適切な支援が受けられるよう、保健所、精神保健福祉センター、法務少年支援センター、民間支援団体等と連携し、治療・回復支援に取り組むとともに、民間支援団体への支援、各種研修による職員の専門性向上、連絡会議を通じた情報共有の強化を図り、対象者に応じた指導及び訓練を実施した。

引き続き、地域社会の中において、薬物依存症者及びその家族が関係機関の支援を受けられる枠組みを構築していくことが求められている。

一方、適切な治療・支援を実施するためには、薬物依存症に係る正しい知識と理解を普及することが重要であることから、全国で関係機関の専門家による講習会を実施するとともに、関係機関において啓発資料の配付を実施した。

また、薬物乱用防止の内容を充実させるためには、薬物乱用実態の把握が不可欠であることから、薬物依存に係るデータ収集並びにプログラムの開発、効果、普及及び均てん化に係る研究を実施するとともに、実施したプログラムの効果検証を実施した。

依存症治療に資するため、引き続き、効果的なプログラムを開発することが重要である。

目標 3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

(1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|----------------------------|--|---|
| 捜査体制の強化及び関係機関相互の連携強化 | 関係機関における薬物を専門とする捜査、情報分析、鑑定等の組織体制の強化 | 組織体制を強化・整備するため、組織犯罪対策要綱に基づいて組織犯罪対策を推進するための基盤を整備するとともに、都道府県警察に設置される「組織犯罪対策推進本部」等において関係部門が緊密に連携した。【警】 |
| | | 薬物捜査に係る組織体制の強化を図るため、全国の検察官が出席する会合等において、薬物事犯の捜査手法に関する知見を共有した。【法】 [予算612,000千円の内数] |
| | | 組織体制の強化を図るため、薬物乱用の傾向に対応した統一的な指針を策定するとともに、捜査担当官会議等を活用して最新の薬物情勢や捜査手法等の知見を共有した。【厚】 |
| | | 薬物捜査に係る組織体制の強化を図るため、研修や会議等において最新の薬物情勢を共有した。【海】 |
| | 関係機関による合同捜査・共同摘発の推進 | 関係機関による合同・共同捜査を実施するなど、各機関の特徴を活かして連携した取締りを推進した結果、複数の薬物密売組織を摘発した。【警、財、厚、海】 |
| | | 薬物密輸組織及び薬物密輸ルートを徹底解明するため、密輸入情報の入手段階から関係機関による合同捜査を推進した。【警、財、厚、海】 |
| | 「薬物対策関係取締機関情報交換会」等を通じた情報交換による連携強化及び共通の理念に基づく取締りの推進 | 関係機関による「密輸出入取締対策会議」、「薬物対策関係取締機関情報交換会」等を開催し、情報交換を実施したことにより、密輸情報等の共有化や連携強化が図られ、密輸入事犯を検挙するなど成果を挙げた。【警、法、財、厚、海】 [法：予算612,000千円の内数] |
| 関係機関間の人事交流及び研修への相互派遣の推進 | 関係機関の連携強化や捜査手法・知識の向上を図るため、警察、税関、麻薬取締部及び海上保安庁において、人事交流、研修への職員の相互派遣を推進した。【警、財、厚、海】 | |
| 語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実 | 語学能力を備えた捜査官の育成、通訳体制の整備・充実を図るため、教養実施計画に基づき、職員の語学研修を実施した。【警】 | |
| | 通訳体制の整備・充実を図るため、通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させた。【法】 [予算612,000千円の内数] | |
| | 捜査官の語学能力に係る意識向上を図るため、捜査官を国際会議等に積極的に派遣した。【厚】 | |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| | | 通訳等の所要の体制整備を図るため、語学能力を備えた捜査官の育成等を実施した。【海】 |
| 捜査手法、装備資機材の研究・導入等による捜査の高度化 | 通信傍受、コントロールド・デリバリー捜査等の各種捜査手法の効果的活用及び新たな捜査手法の研究 | 組織的に敢行される薬物の密輸・密売を解明・検挙するため、通信傍受、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の積極的な活用に努めた結果、暴力団構成員等が関与する複数の薬物密輸入事犯や密売事犯を摘発した。【警、法、財、厚、海】 [法：予算612,000千円の内数] |
| | | 各種捜査手法の効果的な活用により、覚醒剤の密輸入事犯を273件（うち、航空機利用の携帯密輸189件）検挙した。【警】 |
| | | 各種捜査手法のより効率的・効果的な活用を図るため、既存の捜査手法について検討を実施した。【厚】 |
| | | 覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発強化を図るため、関係機関の保有するデータベースを利用し、要注意船舶や要注意船員の追跡調査を効果的に行った。【財】 |
| | 取締り、視察内偵等のための装備資機材の研究・導入、船艇及び航空機の効果的な活用 | 高度な捜査への所要の体制整備を図るため、内偵等に係る新たな捜査手法の効果的な活用についての研究・導入等を実施した。【海】 |
| | | 薬物密輸の取締体制を強化し、より効果的・効率的な取締りを可能とするため、取締検査機器等の必要な資機材を整備した。【財】 [予算(当初) 14,431,574千円の内数] [予算(補正) 1,220,028千円の内数] |
| | | 関係機関で導入されている捜査機材の導入を積極的に検討するなど、新たな捜査手法についての検討を実施した。【厚】 |
| | | 内偵等に係る装備資機材の研究・導入を実施するとともに、関係機関との薬物取締りの合同捜査において、巡視船及び航空機を効果的に活用し、大量の覚醒剤密輸入事犯を摘発した【海】 |

(2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|--------------------------|--|---|
| 組織の首領等の中枢に位置する者に対する取締り強化 | 薬物密売に関わる暴力団等に係る情報の集約・分析と取締りへの活用 | 薬物密売組織の実態解明を図るため、暴力団が関与する覚醒剤営利密輸入事犯及び密売関連事犯並びに大麻営利栽培事犯の分析を行うなど、薬物密売に関わる暴力団等に係る情報を集約・分析して取締りに活用した。【警】 |
| | | 違法薬物の密売に関わる広域的な暴力団等の密売組織に係る情報を分析し、取締りに活用した結果、薬物密売組織を摘発した。【厚】 |
| | | 薬物密売に関わる暴力団等に係る情報を集約・分析した結果、捜査情報として活用することができた。【海】 |
| | 末端乱用者からの突き上げ捜査等による薬物密売組織の実態解明及び首領、幹部等の中枢に位置する者の検挙の推進 | 暴力団、外国人薬物密売組織による密輸・密売事犯等において、末端乱用者等からの徹底した突き上げ捜査による、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施し、令和元年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等4,638人を薬物事犯により検挙した。【警、厚、海】 |

| | | |
|---|---|---|
| <p>麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離</p> | <p>業として行う薬物密売等の事犯への麻薬特例法第5条の適用による厳正な科刑の獲得</p> | <p>組織的薬物密売事件等の捜査において、悪性や行為の組織性、計画性、営利性等の立証に努め、令和元年中、業態犯の加重処罰を規定する麻薬特例法第5条違反の検挙件数は16件であり、暴力団構成員等が関与する複数の薬物密売組織を摘発した。【警、厚、海】</p> <p>全国の検察官が出席する会合等を通じて、麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めた。【法】</p> <p style="text-align: right;">[予算 612,000 千円の内数]</p> |
| <p>薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進</p> | <p>薬物犯罪収益等に係る実態解明の推進及び薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見</p> | <p>薬物犯罪収益に係る実態解明を推進し、その隠匿・收受行為の発見に努めるため、都道府県警察において犯罪収益解明班を設置して情報集約・分析を実施した。【警】</p> <p>犯罪収益移転防止法第13条に基づき、薬物犯罪及び薬物犯罪収益等に係るマネー・ローンダリング犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国の検察庁へ周知した。【法】</p> <p style="text-align: right;">[予算 612,000 千円の内数]</p> <p>薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に係る情報を一元的に管理解析し、全国の麻薬取締部に還元した。【厚】</p> <p>薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に係る情報を一元的に管理解析し、各管区海上保安本部に還元した。【海】</p> |
| <p>薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の分析、捜査機関等への提供及び情報の捜査への活用</p> | <p>薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の分析、捜査機関等への提供及び情報の捜査への活用</p> | <p>薬物犯罪等に係る捜査又は犯則事件の調査に資する、疑わしい取引の届出に関する情報について、令和元年中は46万7,762件の情報を捜査機関等に提供した。更に薬物事犯を含めた各種事犯に着目した分析を行い、各捜査等に資すると判断された情報8,676件を捜査機関等へ提供した。同年中、都道府県警察が疑わしい取引に関する情報を活用して検挙した薬物事犯は214件であった。【警】</p> <p>薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に係る情報を一元的に管理解析し、全国の麻薬取締部に還元した。【厚】</p> <p>薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に係る情報を一元的に管理解析し、各管区海上保安本部に還元した。【海】</p> |
| <p>薬物犯罪収益等の剥奪の徹底</p> | <p>薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為を罰する麻薬特例法の規定に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の適用</p> | <p>麻薬特例法第6条及び第7条違反の検挙に努めるとともに、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用を努め、令和元年中、同法の適用件数は、第6条が8件、第7条が1件、第19条が8件であった。【警】</p> |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 薬物犯罪収益等の剥奪の徹底 | 薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為を罰する麻薬特例法の規定に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の適用 | <p>全国の検察官が出席する会合等を通じて、薬物犯罪収益の剥奪の徹底を含めた適切な対応についての意識共有を図った。令和元年においては、麻薬特例法第 11 条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を 41 人に、同法第 13 条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を 225 人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は 5 億 2,393 万円に上り、薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。【法】</p> <p style="text-align: right;">[予算612,000千円の内数]</p> <p>薬物犯罪組織を資金面から弱体化させるため、薬物犯罪収益等の隠匿・収受に係る取締りに努めた。【厚】</p> |
| | 薬物犯罪収益に関する税務当局への課税通報の推進 | 薬物密売組織の資金面からの弱体化を図るため、暴力団構成員等の薬物犯罪収益等について、税務当局へ課税通報に努めた。【警、厚】 |
| 薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進 | 国際的な情報交換のための枠組みの構築による、外国の資金情報機関（F I U）との情報交換の推進 | 外国の資金情報機関（F I U）との疑わしい取引に関する情報に係る情報交換のための枠組みの設定に向けた交渉を推進し、令和元年末現在、107の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定し、同年中の外国F I Uとの情報交換件数は薬物関連を含む458件であった。【警】 |
| | 金融活動作業部会（F A T F）の勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング対策の推進 | マネー・ローンダリング対策を推進するため、F A T F 勧告等を踏まえ、薬物事犯を含めた各種事犯に着目した分析及び外国F I Uとの情報交換を積極的かつ迅速に行なった。【警】 |

(3) 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|---------------|---|--|
| 関係機関との情報共有の強化 | 不法滞在外国人に関する情報の収集・分析及び関係機関と連携した摘発等の強化 | <p>国内外の関係機関と情報交換するなどして薬物密輸・密売事犯の捜査を推進し、令和元年中、薬物事犯で1,163人の外国人（うち密輸入事犯は335人）を検挙した。【警】</p> <p>出入国在留管理庁は、警察等関係機関と緊密に連携するなどして、入管法違反外国人に対する摘発を強化した結果、令和元年中に全国 1,536 か所の摘発を実施した。【法】</p> <p style="text-align: right;">[予算(当初) 20,927,061千円の内数] [予算(補正含む) 24,795,547千円の内数]</p> |
| | 関係機関における外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報共有による実態解明 | 組織の実態解明のため、関係機関において、会議や合同捜査等の機会を通じて、外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報を共有した。【警、厚】 |
| | 薬物密売目的の外国人の偽造旅券等を用いた入国の阻止 | <p>偽変造文書行使者の発見等、厳格な上陸審査を実施するため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書鑑識機器を積極的に活用したほか、鑑識技術の更なる向上を目的とした研修等を実施した。【法】</p> <p>上陸申請時に提供を受けた個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用し、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び要注意人物リストとの照合を正確かつ迅速に実施した。【法】</p> |

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| <p>関係機関との情報共有の強化</p> | <p>薬物密売目的の外国人の偽造旅券等を用いた入国の阻止</p> | <p>本邦に乗り入れる全ての航空機の長に対して事前旅客情報（API）の提出を義務付けているほか、乗客予約記録（PNR）の報告を求めることにより、航空機が到着する前に、要注意人物に対する事前確認を行うなど、厳格な上陸審査を実施した。【法】</p> <p>我が国での不法行為を企図する外国人による紛失・盗難旅券を悪用した不法入国事案を阻止するため、国際刑事警察機構（ICPO）紛失・盗難旅券データベース検索システムを活用し、厳格な上陸審査を実施した。【法】</p> <p>主要空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行い、不審者の摘発や監視等を実施した。【法】</p> <p style="text-align: right;">[予算（当初）20,927,061千円の内数] [予算（補正含む）24,795,547千円の内数]</p> |
| <p>暴力団等国内組織と外国人密売組織の結節点の解明</p> | <p>薬物密輸組織、薬物密輸ルート、資金の流れ、連絡手段等の解明</p> <p>各国捜査機関との外国人密売組織に関する情報交換の推進</p> | <p>関係機関との会議、合同捜査等を通じて、薬物密輸組織、薬物密輸ルート、資金の流れ、連絡手段等について実態解明を推進し、暴力団等と海外密輸組織の結節点が見られた薬物密輸入事件を摘発した。【警、厚、海】</p> <p>薬物密輸・密売情報等を踏まえた上で、必要に応じて関係国に職員を出張させるなど、各国捜査機関と積極的な情報交換を推進したことで、各国薬物捜査機関との緊密な連携・協力が促進され、<u>捜査に資する情報の入手に至った。</u>【警、厚、海】</p> |

(4) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|--------------------------------|--|---|
| <p>インターネット等を利用した密売事犯への対応強化</p> | <p>インターネット・ホットラインセンター（IHC）、あやしいヤクヅツ連絡ネット等からの通報及びサイバーパトロールによる薬物密売に関する違法情報の収集</p> <p>インターネット等を利用した薬物密売手口の解析・分析の強化及び各種法令を駆使した取締りの推進</p> | <p>「インターネット・ホットラインセンター」（IHC）からの通報、あやしいヤクヅツ連絡ネットからの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報を積極的に収集した。【警、厚】</p> <p style="text-align: right;">[警：予算117,647千円]</p> <p>令和元年中、IHCから、「薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為」、「規制薬物の広告」、「指定薬物の広告」、「指定薬物等である疑いがある物品の広告」及び「危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」に関する違法情報について187件の通報を受けた。【警】</p> <p>インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進し、令和元年中、インターネットを利用した薬物密売等事犯8事件、67人を検挙した。【警】</p> <p>インターネット利用による薬物密売に対し、薬物を濫用することをあおる行為等を規制する麻薬特例法第9条等各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。【警】</p> <p>警察では、IHCから通報される違法情報について、「全国協働捜査方式」による捜査を実施しており、令和元年中、IHCの情報をもとに規制薬物、指定薬物及び危険ドラッグに係る未承認医薬品関連事件について3件を検挙した。【警】</p> |

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| インターネット等を利用した密売事犯への対応強化 | インターネット等を利用した薬物密売手口の解析・分析の強化及び各種法令を駆使した取締りの推進 | インターネット事犯に対する取締りを推進するため、国内外の関係機関と情報交換を実施し、インターネット等を利用した新たな薬物密売手口に係る解析・分析を強化し、対応策を検討した。【厚】 |
| | 違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を進めるためのプロバイダ等との協力関係の強化 | 令和元年中、IHCでは、規制薬物等に関する違法情報について、サイト管理者等に対して157件の削除依頼を行った。【警】 薬物事犯の取締りを推進するため、サイバーパトロールやIHCからの通報によりインターネット上における薬物密売等の情報を収集し、情報に基づく捜査を推進した。【警】 薬物密売の未然防止を図るため、プロバイダ等と積極的な情報交換を実施して協力関係を強化し、薬物密売等に係る違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を迅速に行った。【厚】 |
| 各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進 | 各国・地域の捜査機関からの密売手口やその対策等に関する情報収集 | 欧州評議会薬物関連サイバー犯罪に関する作業部会等の国際会議に積極的に出席し、各国における薬物事犯に対する捜査手法等に関する情報を入手するとともに、諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。【警】 国内未確認の密売手口及びその対策に関する情報を入手し、防止策を講じるため、国際会議への出席、関係国への職員の相互派遣等を通じ、各国の捜査機関と薬物の密売手口やその対策について情報交換を実施した。【厚、海】 |

(5) 薬物乱用者に対する取締りの徹底

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|---------------------|--|--|
| 薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進 | 薬物乱用の傾向等の分析による末端乱用者に対する取締りの徹底 | 統一的な戦略による取締りを重点的に推進した結果、令和元年中、薬物事犯者13,364人(うち覚醒剤事犯8,584人、大麻事犯4,321人)を検挙し、薬物の需要の根絶に一定の成果を上げた。【警】 |
| | | 令和元年中、危険ドラッグ関連事件を175事件、182人検挙し、そのうち乱用者側を165事件、172人検挙した。【警】 末端乱用者等に対する徹底した取締りを推進した結果、令和元年中、薬物事犯者489人(うち覚醒剤事犯142人、大麻事犯246人)を検挙し、また危険ドラッグ事犯者(医薬品医療機器等法違反)18人を検挙した。【厚】 このほか、蛇行運転等の異常な運転行為やこれに伴う事故について、薬物の使用の疑いがあることを念頭に危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締り・交通事故事件捜査を推進している。【警】 |
| | 薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者等の取締り等の推進 | 厚生労働省による迅速な検査命令等の支援のため、医薬品医療機器等法における「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を税関が発見した場合には、当該物品の情報を厚生労働省に提供した。【財】 指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関係機関と連携のうえ、厳正な水際取締りを実施した。【財】 |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進 | 薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者等の取締り等の推進 | 薬物乱用防止に対する多角的な取締りを推進するため、薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者等について全国的に情報共有を実施するとともに、大麻栽培器具販売業者を摘発した。【厚】 |
| 乱用が懸念される薬物に対する重点的な取締りの推進 | 乱用の拡大が懸念される薬物事犯を対象としたより重点的な取締りの実施 | 都道府県警察に対して、若年層を中心に乱用が拡大している大麻事犯の徹底検挙等について通達するなど重点的な取締りを実施した結果、令和元年中、大麻事犯により4,321人を検挙した。【警】 |
| | 大麻の使用罪がない現状の課題等の把握及び大麻取締りのあり方の法的検討 | 乱用が拡大している大麻事犯について徹底的な取締りを実施した結果、令和元年中、大麻事犯者246人を検挙した。【厚】 |
| | | 大麻の使用罪がない現状の課題等を調査し、整理した。【厚】 |

(6) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|----------------------------------|---|--|
| 未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進 | 未規制物質や新たな形態の規制薬物の高度な鑑定を行うための資機材等の整備、毒性の評価や鑑定手法の研究・導入の推進 | 都道府県警察科学捜査研究所における乱用薬物鑑定の高度化を図るため、ガスクロマトグラフ質量分析装置の更新整備を実施した。【警】 [予算 427, 155 千円] |
| | | 都道府県警察科学捜査研究所における乱用薬物鑑定の高度化を図るため、液体クロマトグラフタンデム質量分析装置の更新整備を実施した。【警】 [予算 261, 550 千円] |
| | | 新規の乱用薬物の鑑定に対応するため、分析手法の開発及び代謝物の探索・同定を行った。【警】 |
| | | 覚醒剤類似物質等の新たな形態の不正薬物について調査研究を行い、水際で分析するための各種分析データを整備し共有した。【財】 |
| | | 迅速な規制強化と薬物取締体制の構築を図るため、国立医薬品食品衛生研究所において、薬物鑑定法の策定・研究・標準品整備、毒性評価等を実施し、その情報共有を実施した。【厚】 |
| | | 技術の向上及び情報共有を図るため、都道府県の地方衛生研究所の分析担当者に対して、指定薬物の分析研修会を実施するとともに、国立医薬品食品衛生研究所が策定し研究した分析手法や未規制物質についての情報共有を実施した。【厚】 |
| 新規指定薬物等に関するデータベースの構築及び共有による活用の促進 | | 必要な資機材等の整備及び鑑定手法の研究・導入を推進するため、関係機関において、大麻濃縮物等の新たな形態の規制薬物への対応に向けた情報交換を実施した。【海】 |
| | | 迅速かつ効率的な鑑定体制の構築を図るため、都道府県警察科学捜査研究所への分析機器等の配備に努めるとともに、新規指定薬物の鑑定標準品を整備し、分析結果をまとめたデータベースを配布した。【警】 [予算 6, 344 千円] |
| | | 指定薬物等の不正薬物について調査研究を行い、水際で分析するための各種分析データを整備し共有した。【財】 |

| | | |
|------------------------------|---|---|
| 未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進 | 新規指定薬物等に関するデータベースの構築及び共有による活用の促進 | 関係省庁間における連携を一層強化するため、新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされた。 【財】 指定薬物に係る取締りに活用するため、新規指定薬物に関するデータベースを構築し、全国の麻薬取締部で共有した。【厚】 |
| | 「分析担当官会議」等を通じた新たな形態の規制薬物や未規制物質に関する情報の共有 | 関係機関における連携を一層強化するため、新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有を行ったほか、学術集会(国内及び国際)等においても分析手法等について意見交換を行った。【警、財、厚、海】 効果的な取締りを推進するため、税関検査で発見した物品について、厚生労働省に情報提供を行った結果、指定薬物への迅速な指定が行われた。【財】 |
| 未規制物質等の迅速な指定の推進 | 未規制物質の国内外流通状況等を踏まえた指定薬物への迅速な指定の推進 | インターネット監視、海外流通・規制等の情報収集等により国内外で流通している危険ドラッグの把握に努め、令和元年度において18物質を新たに指定した。また、指定薬物への迅速な指定により、指定数は令和2年3月末時点で2,385物質となった。【厚】 |
| | 指定薬物の指定に関する関係機関との情報共有 | 危険ドラッグ等取扱い業者に対する効果的な取締りを推進するため、国内規制された指定薬物の情報を一元化し、関係機関との間で情報共有を実施した。【厚】 |
| | 捜査や税関検査等を通じて把握した未規制物質の情報提供による迅速な指定の支援 | 捜査の過程で押収した薬物について、国内において乱用が懸念される場合、厚生労働省に情報提供を行い、指定薬物への迅速な指定を支援することとしている。【警】 麻薬や指定薬物等に類似の性質をもつ物品を税関検査で発見した場合には、厚生労働省に情報提供し、指定薬物の迅速な指定に向けた支援を行った。【財】 |
| | 指定薬物から麻薬への指定、規制強化 | 令和元年7月、既に指定薬物として規制された物質うち、麻薬と同種の乱用のおそれのある9物質を麻薬に指定し、規制を強化した。【厚】 |

(7) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|-------------------------------|---|---|
| 国内外における乱用実態の情報集約体制の強化 | 国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態の把握及び国内関係機関への情報提供 | 国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態を把握するとともに、関係機関との統一的な情報共有を図るために、国際会議への出席、国際機関・国内関係機関との情報交換等を積極的に実施した。【厚】 |
| 向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化 | 向精神薬の適正管理及び使用を促すための立入検査、監視の徹底 | 向精神薬の適正管理、使用及び流通を促すため、麻薬取締官と麻薬取締員等が協力して、医療機関、薬局等への立入検査を実施し、向精神薬の管理・使用・流通状況について監視を実施した。【厚】 |
| | 医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した際の関係機関との連携した取締りの実施 | 合同立入検査等で発覚した医療機関等による向精神薬事犯等について、再発防止を図るため、麻薬取締部と都道府県警察等が協力して捜査を実施し、違反者に対して厳正に対処した。【厚、警】 |

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| 向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化 | 医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した際の関係機関との連携した取締りの実施 | 都道府県警察において、医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した場合、関係機関と連携するなどして、取締りを推進した。【警】 |
| 関係機関・団体への指導・監督の徹底 | 医療用麻薬の適正使用を促すための医療用麻薬適正使用推進講習会の実施 | 医療用麻薬の必要性・安全性に係る正しい知識の普及を図り、適正使用を促進するため、医療用麻薬の適切使用について、有識者を講師として迎え、医療関係者向けと一般の方向けに「医療用麻薬適正使用推進講習会」を開催した。【厚】 |
| | 医療用麻薬、向精神薬等の適正管理に係る指導・監督の徹底 | 医療用麻薬、向精神薬の適正な管理、使用及び流通を促進するため、麻薬取締部と麻薬取締員等が協力して立入検査を実施し、医療用麻薬等の不適切な管理及び使用を確認した際は、指導を徹底し、継続した監視を実施した。【厚】 |

【まとめと今後の課題】

暴力団、外国人薬物密売組織等の壊滅に向け、取締体制の強化と統一的な戦略に基づいた取締りの推進、薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、各種捜査手法の活用等の組織犯罪対策を推進するとともに、薬物犯罪収益の剥奪の徹底等の犯罪収益対策を強力に推進した。

その結果、首領・幹部を含む暴力団関係者、外国人密売組織関係者等を薬物事犯で多数検挙するとともに、犯罪収益の没収・追徴を行ったことにより、薬物密売組織を人的・資金面から弱体化させた。

しかし、覚醒剤の密輸入事犯検挙件数は293件と前年から大幅に増加し過去最多となったほか、覚醒剤の総押収量も2,649.7キログラムと前年から大幅に増加し過去最多となるとともに、4年連続で1トンを超えるなど、我が国に根強い薬物需要が存在していること、また、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと推認された。

覚醒剤を始めとする規制薬物等の供給網を遮断するためには、今後も、海外の薬物密売組織や犯罪インフラを提供する外国人等に関する実態を把握し、これら組織と暴力団との結節点を解明する必要がある。

また、インターネット等を利用した薬物密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を引き続き推進する必要がある。

薬物需要の根絶については、末端乱用者に対する取締りを徹底し、多数の末端乱用者を検挙した結果、覚醒剤事犯検挙人員は8,730人と44年ぶりに1万人を下回ったものの、依然として全薬物事犯中に占める覚醒剤事犯は最多であり、大麻事犯検挙人員は4,570人と、過去最多となった平成30年を更に大きく更新するなど、国内における根強い薬物需要がうかがわれることから、取締りをより一層強化する必要がある。

特に大麻事犯については若年層を中心に増加し、インターネット上に誤った情報が流布されて大麻の危険性・有害性を軽視している傾向がうかがわれるとともに、暴力団による組織力を背景にした大麻栽培事犯が検挙されている状況から、供給者側及び乱用者に対する取締りを強化するとともに、その危険性・有害性に対する正しい情報を的確に発信していく必要がある。

また、大麻の有害成分が抽出・濃縮されたいわゆる大麻濃縮物や、大麻チョコレート等のいわゆる大麻含有食品等が押収される事案も散見されることから、これらの鑑定の際に生じる問題等への早急な対応も求められている。

危険ドラッグ事犯については、インターネットを利用した密売実態が認められることから、インターネット広告の監視、物品の買い上げ調査等を通じて、その流通実態の把握に努めるとともに、関係機関

が連携を強化し、引き続き、様々な法令を駆使した取締りを推進する必要がある。

また、新たに流通が確認された物質については、医薬品医療機器等法による指定薬物への迅速な指定を行うなど、引き続き規制を強化していく必要がある。

さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないように、医療機関や取扱業者等の指導監督や密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

今後も、薬物の供給側である薬物密売組織の壊滅による薬物供給の遮断と末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁・関係団体の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

目標 4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

(1) 密輸等に関する情報収集の強化

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|--------------------|-------------------------------|---|
| 関係機関からの情報収集の推進 | 国内外関係機関との連携による密輸情報の早期入手及び活用 | 国内外関係機関との情報交換会等を開催し、密輸情報の早期入手に努め、分析を実施した結果、 <u>薬物密輸入事件を合同で摘発するに至った。</u> 【警、財、海、厚】 |
| 国民・民間団体等からの情報収集の推進 | 国民から広く密輸等の情報提供を求める活動の強化 | 国民の理解を得て、密輸等の情報提供を求めるため、関係機関合同による街頭キャンペーンを実施した。【警、財、厚、海】 |
| | | <p>いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するため、ウェブサイト等を活用し、広報を行った。【財】</p> <p>密輸ダイヤル「0120-461-961」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけるため、密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等を活用した。【財】</p> <p>広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報するため、覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関のウェブサイトや税関のツイッター等を活用し、薬物摘発を含めた各税関の事件発表を実施した。【財】</p> <p>薬物事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけるため、「海の緊急通報用電話番号118番」を積極的に広報した。【海】</p> |
| 国民・民間団体等からの情報収集の推進 | 漁業関係者等との連携を通じた通報体制の確立 | 通報体制の確立を図るため、漁業関係者等の関係業界との水際監視協力員研修会等を通じて密輸関連情報の提供を要請した。【警、財、海】 |
| | | 不審情報の通報を促進するため、通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行った。【財】 |
| | | 漁港等に税関職員を派遣して、漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。【財】 |
| | | 薬物等の密輸入情報を入手するため、財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)を締結している関係業界団体等に対し、情報提供を依頼した。【財】 |
| 事件等を通じた情報収集の推進 | 検挙被疑者の突き上げ捜査等による核心を突いた密輸情報の入手 | 情報窓口に対する国民の認識を広め、情報収集活動を推進するため、関係機関が広報活動を実施した結果、 <u>一般市民、海事漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々な参考情報が寄せられた。</u> 【財】 |
| | | 連絡体制の強化を図るため、海事・漁業関係者等に対して行う講習会等の場を利用し、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。【海】 |
| 事件等を通じた情報収集の推進 | 検挙被疑者の突き上げ捜査等による密輸情報の入手 | <u>関係機関と緊密な連携の下、検挙被疑者の突き上げ捜査等による密輸情報の入手に努めた結果、薬物密輸入事件の摘発に至った。</u> 【警、厚、海、財】 |

| | | |
|--------------------|--|--|
| 事件等を通じた情報収集の推進 | 密輸入対策関係省庁会議を通じた密輸情勢に関する情報共有 | 統一的な戦略のもとに、情報収集体制を強化し、密輸事犯の効果的・効率的な取締りを推進するため、密輸出入取締対策会議、薬物対策関係取締機関情報交換会等に参加し、関係機関間で密輸情勢や国際的な犯罪情勢について積極的な情報共有を実施した。【財、警、厚、海、法】 |
| 組織・装備の強化 | 情報収集・分析体制の整備 | 密輸取締強化のため、必要な人員を確保し、情報収集・情報分析を実施した。【警、財、厚、海】 犯則調査センター室（東京税関）、税関情報監理官（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、情報収集及び監視取締体制を充実させた。【財】 |
| | 薬物密輸入を想定した合同取締訓練実施による取締機関間の連携及び能力向上 | 関係機関間の連携を強化し、捜査官の能力向上を図るために、全国7地区において、薬物密輸入時に実施されるコントロールド・デリバリー捜査を想定した関係機関による合同捜査訓練を実施した。【警、財、厚、海】 |
| 原料物質の輸出入対策・管理体制の強化 | 原料物質の国際的な輸出入動向と使用実態把握のための国連麻薬統制委員会（INCB）との連携強化 | INCBとの連携を強化し、原料物質に係る輸出入動向及び使用実態を把握するため、国際会議や関係国への職員の派遣等を通じて、INCBとの間で情報交換を実施した。【厚、経】 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化を図り、薬物乱用の密造対策を推進した。【厚】 |
| | 事前通知制度を活用した原料物質の輸出入の監視の強化 | 原料の不正な輸出入に起因する麻薬の密造の抑止を図るため、INCBが実施する原料物質の輸出事前通知制度を活用し、原料物質に係る輸出入の監視を実施した。【厚】 |
| | 原料物質の適切な貿易管理のため、厳正な審査や広報啓発活動を実施 | 麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、麻薬製造に使われることを抑止するため、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報も踏まえながら輸出審査を厳格に実施した。【経】 麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上を図るため、麻薬新条約における原料物質の新規追加等に係る国際動向および我が国における貿易管理の取り組み状況に基づき、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、事業者における自主管理の徹底を要請した。【経】 |
| | 関係機関との合同立入検査等による原料物資の輸出入取締りを強化 | 取締機関間の連携を強化するため、関係機関と連携して合同立入検査等を実施した。【海】 |
| | 原料物質の適正な流通確保のための麻薬・覚醒剤原料取扱業者に対する立入検査の実施 | 原料物質の適正な流通を図るため、麻薬向精神薬原料取扱者及び覚醒剤原料取扱業者に対し、管理及び流通状況等に係る立入検査を実施した。【厚】 |
| | | |

(2) 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|----------------------|-----------------------------------|--|
| 海上、港湾等における監視・取締体制の強化 | 沿岸や港湾等の監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集 | 沿岸や港湾等における監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努めた結果、 <u>不審情報等</u> 様々な参考情報が寄せられた。【海、警、財、厚】 港湾等における監視・取締体制等の強化を図るため、必要な人員を確保し、巡視船艇及び航空機を配備した。【海、警、財、厚】 |

| | | |
|--|--|--|
| 海上、港湾等における監視・取締体制の強化 | 沿岸や港湾等の監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集 | 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、現場において合同監視取締りを実施した結果、 <u>覚醒剤密輸入事犯を摘発するに至った。</u> 【海、警、財、厚】 |
| | 海上、港湾等の取締体制の強化のための所要の体制整備 | 港湾等における監視・取締体制等の強化のため、必要な人員を確保し、巡視船艇及び航空機を配備するとともに、X線検査装置等の取締検査機器を整備した。【海、警、財、厚】 取締りの強化を図るため、関係機関による合同船内検査・合同捜査を実施した。【警、財、海】 |
| | 関係機関の相互補完のための情報交換の充実、合同による船舶への立入り検査、張込みや調査等の推進 | 連携強化を図るため、現場レベルでの情報交換をより一層推進し、合同による船舶への立入検査、張込み等を実施した。【海、警、厚】 |
| | 薬物密輸組織に対する内偵捜査等の強化のための体制の整備 | 組織犯罪対策要綱に基づいて薬物密輸事犯の取締りを強化するため、捜査指導体制及び専従取締り体制の整備に努めた。【警】 |
| | | 上席密輸対策官及び密輸対策官等を中心として、薬物密輸事犯の取締り体制の強化に努めた。【厚】 薬物密輸組織に対する内偵捜査等に係る捜査体制を強化するため、精度を高めた捜査資機材等を導入した。【海】 |
| 密輸手口の分析と対応した取締りの推進 | 関係機関間の緊密な協力及び各種捜査手法の向上 | より効果的・効率的な取締りを実施するため、関係機関間で、事件に即した各種捜査手法を検討し、薬物の密輸入事犯の取締りを実施した。【警、厚、海】 関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図るため、関係機関合同で、各種捜査手法を活用した訓練を実施した。【警、厚、海】 |
| | 新たな形態の密輸手口に関する情報共有の推進 | 取締りの強化を図るため、外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、職員間で共有した。【財】 密輸出入取締対策会議、薬物対策関係取締機関情報交換会等を開催し、意見・情報交換を実施して、密輸手口に関する情報の共有を図った。【財、警、厚、海】 |
| | 密輸手口等の密輸関連情報の収集・分析能力等の向上による、検査対象を絞り込んだ取締りの重点化 | 外国税関等との情報交換を促進し、 <u>実際に薬物の密輸入事犯を摘発した。</u> 【財】 |
| | 密輸情勢に関する情報分析及び取締りへの反映 | 関係機関間との情報交換を促進し、薬物の仕出国及び地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報を分析し、捜査対象を絞った重点的な取締りを実施した。【海】 |
| | 密輸リスクに対応した取締りの実施 | 旅客・貨物（郵便物含む）に関する事前情報等を活用した取締りの充実・強化 |
| 航空機旅客について、税関が入手している事前旅客情報、乗客予約記録等を活用し、効果的・効率的な取締りを実施した。また、乗客予約記録については、電子的報告を推進するため、航空会社等に対する働きかけを行った。【財】 | | |

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| 密輸リスクに対応した取締りの実施 | 旅客・貨物(郵便物含む)に関する事前情報等を活用した取締りの充実・強化 | <p>本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、X線検査装置等の取締検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的な検査を実施した。【財】</p> <p>本邦への入港前に報告された航空機の旅客に関する事前旅客情報、乗客予約記録等を活用して、<u>携帯品等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を摘発した。【財】</u></p> <p>[予算(当初) 14,431,574千円の内数] [予算(補正) 1,220,028千円の内数]</p> |
| | データベースの充実化による情報分析及び効果的な監視・取締り | <p>効率的な監視・取締りの推進を図るため、データベースの充実化を引き続き実施するとともに、集約した情報を分析評価の上、対象船舶等の絞り込みを行い、重点的な取締りを実施した。【海】</p> |
| 巧妙化する密輸手口に対応した取締り機器の増強・開発等 | 薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のための資機材の整備 | <p>薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のため、捜査資機材の整備を行い、整備した資機材を使用して密輸事犯の事件の証拠化に活用した。【警、財、厚、海】</p> |
| | X線検査装置等の検査機器を有効に活用し、検査の強化 | <p>X線検査装置等の取締検査機器を有効活用により検査を強化した。【財】</p> |
| | 最新の技術を採用した検査機器の調査・研究及び薬物の探知性能の向上 | <p>多様化する密輸手口に対処するため、既存の機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の導入及び探知性能の向上等を目的とした調査研究を実施した。【財】</p> |
| 密輸等に関する薬物分析の推進 | 薬物の分析方法の研究・開発推進 | <p>薬物鑑定手法の向上に繋げるため、薬物の分析方法(薬物プロファイリングを含む)の研究・開発を継続して推進した。【警、財、厚、海】</p> |
| | | <p>薬物の流通ルート of 解明に資するため、関係機関の研究所等との間で、分析データを共有した。【警、財】</p> |
| | | <p>迅速な規制強化と薬物取締体制の構築を図るため、国立医薬品食品衛生研究所において、薬物鑑定法の策定・研究・標準品整備、毒性評価等を実施した。【厚】</p> |
| | 関係機関間での最新の鑑定・分析方法に関する情報交換、体制の強化 | <p>高度な分析方法の検討及び薬物分析に係る統一的な情報の共有を図るため、薬物分析等実務担当者会議等を開催し、新たな形態の規制薬物や未規制物質について関係機関の実務担当者間で情報交換を実施した。【警、財、厚、海】</p> |
| <p>薬物分析における協力体制の強化を図るため、関係省庁の分析担当者間で最新の鑑定・分析方法に関する情報交換を実施するとともに、薬物プロファイリングの更なる活用を可能とするため、関係機関の研究所等との間で、分析データを共有した。【警、財】</p> | | |
| <p>国立医薬品食品衛生研究所における薬物鑑定法の策定・研究・標準品整備、毒性評価等について、関係機関間で情報を共有した。【厚】</p> <p>技術の向上及び情報共有を図るため、都道府県の地方衛生研究所の分析担当者に対して、指定薬物の分析研修会を実施するとともに、国立医薬品食品衛生研究所が策定し研究した分析手法や未規制物質についての情報を共有した。【厚】</p> | | |

| | | |
|----------------|--|--|
| 密輸等に関する薬物分析の推進 | 「覚醒剤プロファイル分析」の実施及び、覚醒剤類似物質や濃縮大麻等の新たに乱用される不正薬物に関する調査研究の実施 | 水際で押収された覚醒剤について、その科学的特徴を明らかにする「覚醒剤プロファイル分析」を継続して行い、比較可能なデータを蓄積した。【財】 |
| | 保護基によってマスキングされた未規制物質の分析技術の確立と情報共有 | 覚醒剤類似物質等の新たに乱用されるおそれのある不正薬物について調査研究を行い、水際で分析するための各種分析データを整備し共有した。【財】 |
| | 保護基によってマスキングされた未規制物質の分析技術の確立と情報共有 | 指定薬物等の規制強化を実施するため、保護基によりマスキングされた未規制物質の情報収集を実施した。【厚】 |

(3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|-------------------------------|---|---|
| | コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用に向けた関係機関による積極的な合同捜査の推進 | 密輸入事犯において、関係機関が、合同捜査・調査等を推進し、コントロールド・デリバリー捜査を積極的に活用した結果、多くの薬物密輸入事犯を摘発するとともに、複数の密輸組織を摘発した。【警、財、厚、海】 |
| | 情報分析による暴力団等と海外密輸組織の結節点の解明 | 捜査を通じて入手した情報を集約・分析した結果、暴力団組員等からなる密輸組織と海外密輸組織の結節点を解明し、相当量の薬物を摘発するなど、一定の成果を得るとともに、複数の密輸組織を摘発した。【警、財、厚、海】 |
| | 税関による国際郵便物の検査が効果的に行われることを目的とした、日本郵便株式会社への協力の要請 | 国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。【総、財】 |
| | 関係機関の緊密な連携、捜査手法の共有による薬物取締の徹底 | 日本郵便株式会社の国際郵便関係施設内において、X線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示等の協力が行われた。【総】 |
| | 関係機関の緊密な連携、捜査手法の共有による薬物取締の徹底 | 関係機関間において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、平成31年1月から令和元年12月までの1年間に水際において、不正薬物全体で1,046件、約3,318キログラムの密輸入を阻止し、その押収量は、史上初めて、3トンを超えた。特に覚醒剤(覚醒剤原料含む)については、摘発件数は425件、押収量は2,570キログラムとなり、史上初めて2.5トンを超えるとともに、4年連続で1トンを超えた。【警、財、厚、海】 |
| 共同で行う船舶に対する検査、張込み、調査等の一層の連携強化 | 各種捜査手法を活用した取締りや関係取締機関の連携強化により、多くの薬物密輸入事犯を摘発するとともに、密輸密売組織を解明した。【財、海】 | |

(4) 訪日外国人に対する広報啓発活動の推進

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|-----------------|---------------------------------------|---|
| 広報媒体等を活用した広報・啓発 | 広報媒体を活用した外国人に対する規制薬物持ち込み防止のための広報・啓発強化 | 訪日外国人の増加や諸外国の薬物規制の変化等を受け、違法性を認識しないまま規制薬物を持ち込むこと等の防止のため、複数言語によるチラシを作成し、関係省庁のウェブサイト等での情報発信に加え、民間団体・事業者に対し、広報協力の働きかけを行った。【財、警、厚】 |

| | | |
|----------------------|---------------------------------------|---|
| 広報媒体等を活用した広報・啓発 | 広報媒体を活用した外国人に対する規制薬物持ち込み防止のための広報・啓発強化 | 訪日外国人等が違法性を認識しないまま規制薬物を持ち込むことを防止するため、ウェブサイト上に訪日外国人向けのページを開設し、英語版のパンフレット、ポスター等を掲示するとともに、薬事関係法令の英訳を掲載した。【厚】 |
| | 船主・運航会社等に対する広報・啓発活動 | 船主・運航会社等に対し、訪日外国人による薬物持ち込み禁止に関する広報・啓発活動を実施した。【海】 |
| 諸外国の関係機関団体と連携した広報・啓発 | 国際会議や諸外国の関係機関を通じた薬物持ち込み禁止に関する広報・啓発 | 諸外国機関における我が国の薬物取締に係る理解を向上させるため、国際会議や在外関係機関を通じて、薬物持ち込み禁止に関する広報・啓発活動を実施した。【警、海、厚、財】 |
| | | 日本国内への薬物持ち込み防止に関する理解を深めるため、在日大使館関係者や外国政府の薬物対策担当者を対象とした講演等を実施した。【警】 |

【まとめと今後の課題】

近年、不正薬物の大型の密輸入事案が相次いで発生しており、供給遮断の観点から密輸入防止のための水際対策の徹底が非常に重要である。

効果的な水際対策の実施には、情報収集・分析能力の向上が不可欠であり、広く国民に情報提供を求める広報活動を実施したほか、国内外の関係機関等が連携して密輸情報を入手し、合同で密輸入事犯を摘発するに至った。

不正薬物の密造対策としては、国連麻薬統制委員会（INCB）と連携し、原料物質の輸出入動向を把握して監視体制を強化した。我が国においては、不正薬物の原料物質を用いた薬物密造事犯はほとんど確認されていないものの、東・東南アジア地域での覚醒剤密造事案が急増していることから、今後も原料物質の流通監視を継続して実施する必要がある。

効果的な密輸事犯の摘発のため、国内外の関係機関が連携して密輸手口・情勢等の情報共有に努めるとともに、各種捜査資材及び人員の配備を実施し、組織体制を強化した。

また、密輸される多様な不正薬物に対応するため、未規制物質の分析技術の向上を図った。

密輸組織の摘発には、関係機関の連携が不可欠であることから、連携を強化し、海外密輸組織と国内の暴力団等の組織との結節点の把握に努めた結果、国内外の密輸組織の摘発に至った。

一方、日本人の海外渡航者及び訪日外国人による薬物持ち込みも問題となっていることから、複数言語によるチラシを作成し、関係省庁のウェブサイト等での情報発信を行った。加えて、民間団体・事業者に対し、広報協力の働きかけを行うなど、関係機関が連携して、薬物持ち込み防止に関する広報・啓発活動を実施した。

水際対策は、国内外の関係機関の密接な連携が最重要であり、国際情勢に柔軟に対応しながら、各機関の長所を生かしつつ、上記施策等を引き続き推進していく必要がある。

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

(1) 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|---------------------------------|---------------------------------------|---|
| 条約協定等 を活用した 国際捜査協 力の推進 | 国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しを活用した国際的な共同オペレーションの推進 | <p>薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国との積極的な情報交換及び密輸取締りの一層の強化のため、国際捜査共助等を活用し、国際的な共同オペレーションを進めた結果、<u>薬物密輸入事案を摘発した。</u>【警、海、財、厚】</p> <p>国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。【法、警】</p> <p style="text-align: right;">[法：予算612,000千円の内数]</p> |
| | 薬物の仕出国に対する積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係の確認 | <p>仕出国における我が国の取締りに係る理解を獲得するため、薬物の仕出国に対し、積出防止措置を要請するとともに、過去の密輸入事犯の事実関係を確認した。【警、財、厚、海】</p> <p>アジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、令和2年2月、アジア・太平洋諸国、ヨーロッパ諸国等27か国・2国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催し、薬物の仕出国に対する積出防止措置の要請及び過去の事案の事実関係を確認した。【警】</p> <p style="text-align: right;">[予算16,343千円]</p> |
| | 薬物の仕出国への職員の派遣を通じた協力関係の構築及び国際的な連携協力の推進 | <p>海外関係機関との協力関係を強化し、各国との緊密な連携・協力を促進するため、各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等を踏まえた上で、仕出国地域及びその周辺地域へ職員を出張させ、積極的に情報交換を実施した。【警、財、厚、海】</p> |

(2) 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|--------------------|--------------------------------|---|
| 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化 | 各国・地域で開催される国際会議の出席による薬物乱用対策の把握 | <p>第63会期国連麻薬委員会（CND）、ADEC、第43会期アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）、第29回国際協力薬物情報担当者会議（ADLOMICO）等の国際会議やその他専門家会合等に参加し、各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。【警、厚、財、海、外】</p> |
| | 各国・地域の海上保安機関との協力体制の強化 | <p>協力体制の強化を図るため、北太平洋地域の海上保安機関を対象とした「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関を対象とした「アジア海上保安機関長官級会合」に参加し、薬物乱用対策等に関する意見交換等を行った。【海】</p> |
| | 各国・地域の薬物乱用対策に係る知見の収集、分析、発信 | <p>各国・地域の薬物乱用対策に係る知見を収集し、各国との連携強化を図るため、複数の薬物乱用対策に関する国際会議に参加し、各国の薬物乱用対策についての情報交換を実施した。【厚】</p> |

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化 | インターネット対策等の各国・地域の薬物事犯に対する捜査手法の収集及び活用 | INC B主催の「官民連携によるインターネットを介した危険ドラッグ、合成オピオイド、前駆物質の密売対策会議」、「欧州評議会薬物関連サイバー犯罪に関する作業部会」等の国際会議に積極的に出席し、捜査情報として活用するため、各国・地域における薬物事犯に対する捜査手法等に関する情報を入手するとともに、諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。【警、厚、海】 |
| 国際機関等と連携した薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化 | 国際会議等への参加機会を利用した各国機関及び国際機関等との情報共有体制の強化 | 我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国際機関との情報共有体制を強化するため、第63会期CND、ADEC、第43会期HONLEA、第29回ADLOMICO等の国際会議やその他専門家会合等に出席した際に、国連・薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。【厚、警、財、海、外】 |

(3) 国際会議・国際枠組への積極的な参画

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|----------------------|--|---|
| 情報交換や連携強化による積極的な国際貢献 | HONLEA等の地域会議への出席を通じた薬物対策に必要な国際的・地域的取組の推進及びアジアの地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共有 | 国際的・地域的な取組を推進し、アジア地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共有を図るため、第43会期HONLEA、ADEC等の地域会議への参加、世界税関機構（WCO）の大洋州地域情報連絡事務所（RILO A/P）が実施する取締プロジェクト等への参加を通じて、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。【厚、警、財、海】 |
| | CND等の国際会議や専門家会合等への積極的な参加を通じた我が国の取組や考えについての理解獲得、諸外国関係機関との連携強化 | 諸外国機関における我が国の取組や考えについての理解を獲得し、関係機関との連携を強化するため、第63会期CNDに出席し、合成薬物対策を含む我が国の取組を紹介したほか、需要削減・供給削減・国際協力、未規制物質に対する国際的な情報集約システムの統合や強化、各国の実情に応じた施策の推進、INC Bによる条約違反国への厳正な対応の要請等についての議論に参加した。また、これまで日本は継続的にCND（全53か国で構成）委員国を務めており、5月に行われた委員国選挙では、アジア太平洋グループ（8議席）において再選され、2020年から2023年の間、委員国として新たに委員を務めることとなった。【外、厚、警、財、海】 |
| | ハームリダクションの議論に係る我が国の考え方への理解の獲得 | 諸外国機関における我が国の取組や考えについての理解を獲得するため、第63会期CNDにおいて、ハームリダクションの議論につき、薬物の需要削減と供給削減とのバランス、各国・地域特有の薬物事情を踏まえた上での取組選択の重要性を主張した。【厚、外、警、財、海】 |
| 協定等を活用した各国関係機関との情報交換 | 外国税関当局との協定等の締結による新たな税関相互支援の枠組の構築及び協定締結国の税関当局等との協力関係強化 | 外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間の税関相互支援協定等の協力枠組みの構築を推進した。令和元年度においては、オーストリアとの間で当局間取決めを作成したほか、ウズベキスタンとの間で協定に署名した（即日発効）。【財】 令和元年度、ベラルーシ、イランとの間で政府間交渉を開始した。現在、同2か国に加え、アルゼンチン、ウルグアイ、ボリビア及びセネガル（計6か国）との間で署名に向けた交渉を行っている。【財】 |

| | | |
|----------------------|---|--|
| 協定等を活用した各国関係機関との情報交換 | 外国税関当局との協定等の締結による新たな税関相互支援の枠組の構築及び協定締結国の税関当局等との協力関係強化 | これまでに構築した協力枠組みを活用し、外国税関当局と、薬物等の密輸に関する情報を含む情報の交換を実施した。【財】 経済連携協定（EPA）交渉においても、必要に応じ税関相互支援協定等と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれるよう取り組んだ。【財】 |
| | 国際機関が設置している情報共有ネットワークシステム等の活用による各国の薬物乱用の情報収集 | 我が国の危険ドラッグを含む合成薬物問題に関する規制強化を図るため、国際機関が中心となって設置されている情報共有ネットワークシステム（EWA, IONICS等）等を活用するとともに、INCB、UNODC等の国際機関や各国の規制当局から直接薬物規制情報について入手し、各国における乱用薬物の情報収集を実施した。【厚】 |

（４）主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

| 項目 | 戦略記載内容 | 取組内容と結果 |
|---|---|---|
| 技術支援等を通じた国際連携の強化 | 仕出国への技術提供や情報交換を通じた国際的な連携協力の推進 | 各種国際会議において、各国関係当局と情報交換を実施した。【厚】 |
| | | アフリカ、アジア大洋州、中南米諸国等、開発途上国の税関職員を対象として、取締技法等に関するセミナー等を開催した。また、不正薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換を実施した。【財】 |
| | | UNODCを通じて、世界最大のケシ栽培地であるアフガニスタンやミャンマーに対して、薬物取締り能力強化や代替作物の開発を支援したほか、インド洋沿岸諸国の海洋法執行機関を対象として、海上での薬物密輸取締対策能力強化支援を実施した。【外】 【外：予算973,444千円】 |
| | UNODC主催の研修やセミナーへの講師の派遣 | 関係国の鑑定技術の向上を図り、国際協力関係を推進するため、ロシアで開催されたUNODC主催の研修に2回に渡り鑑定職員を派遣し、各国の取締機関に対して我が国の鑑定技術に関する研修を実施し、各国関係当局との情報交換を実施した。【厚】 各国関係当局との協力体制強化を図るため、UNODC主催の研修やセミナーに講師として参加し、薬物密輸等の海上犯罪取締りについての講義等を実施した。【海】 |
| WCO加盟国のアジア・大洋州地域情報連絡事務所等における薬物情報の収集・分析や薬物密輸阻止に関する多国間の取組支援 | WCOのアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点であるRILO A/Pの情報交換ネットワークを積極的に活用したほか、各国税関当局と、情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、情報交換を積極的に行った。また、国際会議等の機会を利用して薬物等の密輸入情報等を収集した。【財】 | |
| 海上犯罪取締り能力向上のための研修を通じた国際連携の強化 | 各海上保安機関との国際連携の強化及び薬物密輸等の海上犯罪取締り能力の強化を図るため、アジア、アフリカ等の海上保安機関の現場指揮官クラスを招へいし、「海上犯罪取締り研修」を開催した。【海】 | |

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 技術支援等を通じた国際連携の強化 | A D E C等の開催を通じた意見交換及び知見の共有 | アジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、令和2年2月、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等27か国・2国際機関の参加を得て、A D E Cを開催し、取締責任者間で意見交換及び知見の共有を実施した。【警】 [予算16,343千円] |
| | アフガニスタン、ミャンマーへの薬物取締り能力強化及び代替作物の開発支援 | 危険ドラッグ等の合成麻薬対策の一環としてUNODCが実施しているグローバルSMARTプログラムを通じて、関係当局間の意見交換や情報共有を実施し、アフガニスタン及び周辺地域において薬物取締りに係る捜査官の能力向上支援を実施した。【外】 [予算16,800千円] |
| 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化 | 仕出地及びその周辺の捜査機関等との国際捜査協力の推進及び取締体制の強化 | 国際捜査協力を推進し、取締体制の強化を図るため、主要な薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国の捜査機関と連携し、国際捜査共助、逃亡犯罪人引渡しを積極的に活用した。【警、法、厚、海】 [法：予算612,000千円の内数] |
| | 薬物の仕出地又は中継地となっている国地域等との国際捜査協力関係強化 | 関係国の捜査機関との国際捜査協力関係を強化するため、薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその周辺諸国へ職員を派遣し、情報共有等を実施した。【海】 |
| | 仕出国・地域及びその周辺国・地域の外国当局との情報交換の一層の強化 | 関係各国等との協力関係の強化を図り、国際的な取締体制の構築を促進するため、積極的な情報交換、研修や会議への互いの職員の招へい又は派遣等を実施し、実際に薬物密輸事犯を検挙するなどの成果が得られた。【財】 |
| | 国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された場合の仕出国の郵政関係機関に対する文書発出及び郵便職員等への協力要請 | 国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された国に対して、引き続き当該事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出した。【総】 |
| | 仕出地又は中継地となっている国の取締能力向上の支援 | アジア・太平洋地域全体を中心とした覚醒剤等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、令和2年2月、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等27か国・2国際機関の参加を得て、A D E Cを開催し、仕出地又は中継地となっている国の取締能力向上のための支援を行った。【警】 [予算16,343千円] |
| | グローバルSMARTプログラムの支援によるアジアにおける合成薬物対策への地域的な取組強化 | アジア・アフリカ等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締りに関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締セミナー」を開催した。【警】 危険ドラッグ等の合成麻薬対策の一環としてUNODCが実施しているグローバルSMARTプログラムへ、継続的に拠出する等の支援をとおり、アジアにおけるN P S（新精神活性物質）を始めとする合成薬物対策への地域的な取組を強化した。【外】 [予算16,800千円] |

【まとめと今後の課題】

近年、我が国への違法薬物の仕出国や中継国の多様化が進んでおり、薬物乱用防止の観点からも、国際的な薬物犯罪対策のネットワーク網の構築、強化が急務となっている。

そのため、国際会議や専門家会合を通じて、各国・地域の薬物情勢及び捜査手法に係る知見を収集するとともに、各国機関や国連薬物・犯罪事務所（UNODC）をはじめとする国際機関との連携強化を図り、国際的な共同オペレーションを実施した。

また、アジア地域における薬物対策を強固にするため、アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議（HONLEA）等の地域会議に積極的に出席し、施策の協議や知見の共有を実施した。

一方で、国際社会での薬物乱用対策のイニシアチブを握るため、各国の情勢把握にとどまらず、我が国の取組や考えについても積極的に発信し、理解の獲得に努めた。

さらに、薬物密輸ルートの遮断を図るため、仕出国との情報交換、仕出国に対する研修の実施を通じて、連携・協力を推進し、仕出国の取締り能力強化を支援した。

国際的には、違法薬物の乱用はもとより、それらの乱用形態が多様化していることに加え、未規制物質の乱用が認められる等、薬物乱用の脅威が継続する一方で、それらに対する国際的な理解は未だ十分ではない。我が国としても、各国と連携強化を図り、最新の国際薬物情勢の把握に努めるとともに、我が国のNPS等の対策における知見を積極的に周知する等、国際社会に貢献していくことが重要である。

薬物の不正取引が世界規模で展開され、その収益を資金源とした犯罪が横行する中、薬物犯罪対策のネットワーク網を作ることが、ひいては我が国の安全にも資するところ、薬物及び国際犯罪対策に知見を有する国連薬物・犯罪事務所（UNODC）をはじめとする国際機関や各国機関との連携をより一層強化し、プロジェクトを実施する方針である。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|---|--|
| <p>目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体 の規範意識の向上による薬物 乱用未然防止</p> | <p>①啓発ポスターの掲示、パンフレットの配布 ②啓発 DVD の放映 ③法教育授業での啓発 小中学校で行っている法教育授業(少年司法手続 き等に関するものや防犯に関するものなど)の中で 薬物事犯等に触れ、啓発を行う。</p> | <p>①啓発ポスターの掲示、パンフレットの配布 在所者と来庁者それぞれに向けて、所内にポスタ ーを掲示したほか、希望者が啓発パンフレットを持 ち帰ることができるようにした。 ②啓発 DVD の放映 在所者に対し、薬害等を理解させるための DVD を視聴させた。</p> |
| <p>目標 2 薬物乱用者に対する 適切な治療と効果的な社会復 帰支援による再乱用防止</p> | <p>①薬物乱用防止講話の実施 ②関係機関との連携</p> | <p>①薬物乱用防止講話の実施 薬物事犯者や薬物乱用歴を申告した者に対し、個 別に講話を実施した。 ②関係機関との連携 薬物の再乱用防止や薬物依存からの離脱に向け、 必要な治療や支援の方針を立て、処遇機関である保 護観察所や少年院に引き継いでいる。</p> |

目標 3～5 該当事項なし。

別紙様式 3 その他, 取組事項等なし。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 盛岡保護観察所

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考 (令和元 (平成 31) 年度実施状況) |
|--|---|---|
| 目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体の 規範意識の向上による薬物乱 用未然防止 | 1 第 70 回“社会を明るくする運動”は、新型コロ ナウイルス感染症対策のため例年より規模を縮小せ ざるを得ない状況にあるものの、可能な範囲で、薬 物乱用防止等の広報・啓発活動に努めていく。 2 学校における薬物乱用防止教室に保護司が参加 協力し、薬物再乱用防止等の広報・啓発活動を実施 する。 | 1 第 69 回“社会を明るくする運動”において、一般 市民を対象に薬物乱用防止等の広報・啓発活動を実施 した。 2 学校における薬物乱用防止教室に保護司が参加協 力し、薬物再乱用防止等の広報・啓発活動を実施した。 |
| 目標 2 薬物乱用者に対する 適切な治療と効果的な社会復 帰支援による再乱用防止 | 1 薬物依存のある刑事施設収容者・保護観察対象者 の引受人や家族を対象とした引受人等座談会につい て、本年度第 1 回目は新型コロナウイルス感染症対 策のため中止とする代わりに、依存症に関する知識 の付与や社会資源に関する情報提供等を目的として パンフレットを配布した。第 2 回目は年度末頃開催 予定としている。 2 上記引受人等座談会において、精神保健福祉セン ターに講師派遣を依頼し、連携を図る。 | 1 薬物依存のある刑事施設収容者・保護観察対象者の 引受人や家族を対象とした引受人等座談会を 1 回開催 し、13 名が出席した。 2 上記引受人等座談会に、精神保健福祉センターに講 師派遣を依頼し、連携を図った。 3 薬物依存傾向が進んだ保護観察対象者 15 名に対 し、薬物再乱用防止プログラムを実施した。また、同 プログラム受講対象者を含む 20 名に対し、簡易薬物検 出検査を延べ 112 回実施した。 |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>3 プログラム受講が義務付けられている保護観察対象者に対し、薬物再乱用プログラムを確実に実施し再犯防止を図る。また、プログラム受講が義務付けられていない保護観察対象者に対しては、任意による薬物検出検査を実施し、断薬意思の継続を支持する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策による接触自粛期間中は、プログラム受講対象者に対してホームワークを課すことで処遇の空白が生じないように配慮した。</p> <p>4 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を踏まえ、地域社会における「処遇」及び「医療」並びに「援助」などの支援を適正かつ円滑に実施するため、精神保健福祉センター、医療機関、民間の薬物依存回復訓練施設等と連携しながら協力体制の整備に努め、これら関係機関と地域支援連絡協議会を開催する。</p> <p>5 薬物事犯対象者に対する処遇の実効性を高めるため、薬物事犯対象者に対する保護観察等をテーマとした地域処遇会議を積極的に開催する。</p> | <p>4 薬物依存のある保護観察対象者等に係る地域支援連絡協議会を開催し、関係機関による連携を確認した。</p> <p>5 薬物乱用防止講演会や事例研究会などによる地域処遇会議を県内 11 保護区において計 39 回延べ 298 人が参加し実施した。</p> |
|--|---|---|

目標 3～5 該当事項なし。

別紙様式 3 その他、取組事項等なし。

別紙様式 2

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 仙台出入国在留管理局盛岡出張所

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|------------------------|---|--|
| 目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入国審査リスト及び生体認証情報等を活用し、厳正な上陸審査を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入国審査リスト及び生体認証情報等を活用し、厳正な上陸審査を実施した結果、令和元年度において薬物所持又は刑に処せられた経歴のある上陸拒否者は該当がなかった。 |

目標1～3及び5 該当事項なし。

別紙様式3 その他、取組事項等なし。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体名等：大船渡税関支署（含宮古、釜石）

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考（令和元（平成31）年度実施状況） |
|--|--|---|
| 目標 1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止 | 高校生・中学生対象「薬物乱用防止教室」への講師派遣。 | 高校生・中学生対象「薬物乱用防止教室」への講師派遣。 《実施状況》 高校13校、中学校1校 (大船渡市、一関市、北上市、奥州市、花巻市、遠野市、西和賀町、) |
| 目標 4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止 | <p>① 水際での密輸阻止が最も効果的であることから、取締関係機関と連携を密にして、宮古、釜石、大船渡の県内各開港に入港する外国貿易船や外航クルーズ船、外国から到着するコンテナを中心とした輸入貨物及びいわて花巻空港に入港する国際定期便（仕出：台湾、上海）、の旅客等に対し、関係機関との連携強化を図りつつ、集中的に取締りを強化する。</p> <p>コロナ禍の影響で、外国からの航空機とクルーズ船は皆無であるが、外国貿易船とコンテナを中心とした輸入貨物は、以前と変わらずきていることから、感染防止対策にも留意したうえで引き続き、水際取締りに取り組んでいく。</p> <p>② 関係団体等に対して、密輸防止及び情報提供に関するリーフレット等の配布を行っているほか、税関ホームページ、ユーチューブ（税関チャンネル）、ツイッターなどの</p> | <p>① 宮古、釜石、大船渡の県内各開港に入港する外国貿易船に対しては関係機関と連携し、立入検査を実施。外国から到着するコンテナ貨物及びいわて花巻空港に入港する国際定期便（仕出：台湾、上海）、宮古港に入港した外航クルーズ船の旅客等に対し取締強化期間を設定し集中的な取締りを実施した。</p> <p>② 関係団体に対するリーフレット等の配布及び新聞記事を介し、密輸防止及び情報提供を行い、広く一般の方々からの情報提供依頼を行った。</p> <p>また、急増する訪日外国人旅客に対する広報・啓蒙活動として、花巻空港の税関入国検査場内に、訪日外国人向けの不正薬物に関する注意喚起をポスターやデジタルサイネージを活用して周知した。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>ソーシャルメディアを活用し水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。</p> <p>また、情報提供に当たっては、密輸ダイヤル（全国共通・24 時間受付・0120-461-961（白い黒い））のほか、税関ホームページに密輸情報提供サイトを開設し、インターネットからの情報提供が可能となっている。</p> | <p>（以下、税関全体の施策）</p> <p>違法性を認識しないまま大麻や日本では麻薬として規制されている処方薬等を持ってきてしまう外国人旅行者が増えていることから、日本への入国前に注意喚起をし、違法性認識を持ってもらうことを目的として、予約サイトや航空会社へ協力依頼を実施している。</p> |
|--|--|--|

目標 2、3、5 該当事項なし。

別紙様式 3 その他、取組事項等なし。

別紙様式 2

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 釜石海上保安部

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|--|---------------------|
| 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止 | ・密漁事件等において、薬物犯罪を見据えた捜査を併行し、薬物乱用者の摘発に努める。 | ・該当なし。 |
| 目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止 | ・外国船舶に対し、感染症対策を講じたうえで、税関等と合同で立入検査を実施するとともに、必要に応じて、昼夜を通じた監視を実施する。 | ・外国船舶に対し、同検査を実施した。 |

目標1、2、5 該当事項なし。

別紙様式3 その他、取組事項等なし。

別紙様式 2

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 岩手労働局 _____

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|---|---------------------|
| 目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体 の規範意識の向上による薬物 乱用未然防止 | ・岩手労働局及び管下の労働基準監督署、公共職業 安定所に薬物乱用防止のポスターを掲示して意識 啓発を図る。 | ・同左 |

目標 2～5 該当事項なし。

別紙様式 3 その他、取組事項等なし。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 東北厚生局麻薬取締部

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|---|---|
| 目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体の 規範意識の向上による薬物 乱用未然防止 | ① 薬物乱用防止教室等への講師派遣 ② 啓発パンフレット等の配布 ③ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動大会の開催 (秋田県で開催予定) | ① 薬物乱用防止教室等への講師派遣 東北管内の中学・高校等で開催された薬物乱用防止教室に現役麻薬取締官を講師派遣した。 ② 啓発パンフレット等の配布 薬物乱用防止教室及び宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及活動街頭キャンペーン等において啓発パンフレット等を配布した。 ③ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動大会の開催 11月に北海道函館市で開催し、地域での広報・啓発活動を行った。 |
| 目標 2 薬物乱用者に対する 適切な治療と効果的な社会復 帰支援による再乱用防止 | ① 相談窓口の対応(相談電話) ② 薬物乱用者及びその家族に対する支援 ③ 薬物中毒対策連絡会議及び再乱用防止対策講習会の実施 (宮城県で開催予定) | ① 相談窓口の対応(相談電話) 電話相談43件、面談1件対応 ② 薬物乱用者及びその家族に対する支援 当部の再乱用防止プログラムの適用条件に該当して参加に同意した1名に対し、同プログラムを実施した。 (※対象者：初犯で保護観察処分の付かない執行猶予判決を受けた者) ③ 薬物中毒対策連絡会議及び再乱用防止対策講習会の実施 関係機関、講師及び家族会等の発表等により薬物依存の現況と対応について情報を共有した。 (11月に青森県で開催) |

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|---|--|--|
| <p>目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止</p> | <p>① 薬物密売組織の壊滅による薬物供給遮断 ② 末端乱用者の徹底検挙 ③ 麻薬特例法等の活用による犯罪収益剥奪 ④ インターネット掲示板等の監視、摘発</p> | <p>① 薬物密売組織の壊滅による薬物供給遮断 宮城県警察及び横浜税関との合同捜査により、組織的な大麻密輸事犯を検挙、大麻約1.2kgを押収した。 ② 末端乱用者の徹底検挙 警察との合同捜査により末端乱用者を検挙した ③ 麻薬特例法等の活用による犯罪収益剥奪 該当事案無し ④ インターネット掲示板等の監視、摘発 該当事案無し</p> |
| <p>目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止</p> | <p>① 関係機関と連携した、薬物の密輸入阻止</p> | <p>① 関係機関と連携した、覚醒剤等の規制薬物の密輸入阻止 宮城県警察及び横浜税関との合同捜査により、組織的な大麻密輸事犯を検挙、大麻約1.2kgを押収した。</p> |

目標5 該当事項なし。

別紙様式3 その他、取組事項等なし。

別紙様式 2

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：一般社団法人 岩手県医師会

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|---|---|
| 目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体 の規範意識の向上による薬物 乱用未然防止 | ○各種団体の行事への後援 ○岩手県薬剤師会の活動への協力 ○県や日本医師会の薬物乱用対策に関する通知文 書の会員への情報提供 | ○各種団体の開催行事への後援 ○岩手県薬剤師会の活動への協力 ○県や日本医師会の薬物乱用対策に関する通知文 書の会員への情報提供 |
| 目標 2 薬物乱用者に対する 適切な治療と効果的な社会復 帰支援による再乱用防止 | ○薬物依存症・中毒者の早期発見と医療保護及び社 会復帰への支援 ○薬物依存者等の受診に係る県内医療機関への情 報提供 | ○薬物依存症・中毒者の早期発見と医療保護及び社 会復帰への支援 ○薬物依存者等の受診に係る県内医療機関への情 報提供 |

目標 3～5 該当事項なし。

別紙様式 3 その他, 取組事項等なし。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 一般社団法人 岩手県薬剤師会

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年実施状況・計画) | 参考 (令和元(平成31)年度実施状況) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|-----|------|------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----------|------|---------|------|-----|-------|
| <p>目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止</p> | <p>(1) 学校薬剤師が中心となり、小学校・中学校・高校において、「薬物乱用防止教室」の開催を推進する。</p> <p>(2) ゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害について、PTAを中心とした地域住民を対象に啓発を推進し、青少年薬物乱用防止教育への協力を呼びかける。</p> <p>(3) 一般県民を対象とした「みんなの薬の学校」や各種講演会・イベント等において、薬物乱用防止は地域ぐるみの活動が重要であることを啓発する。また、近年第二の乱用薬物として心配されている向精神薬の適正使用についても啓発を強化する。</p> <p>(4) 薬物乱用防止教育の中で「薬の正しい使い方」啓発の必要性をPR、同啓発用のパンフレットを使用して啓発する。</p> <p>(5) 小・中・高校生対象「薬物乱用防止教室」への講師派遣。</p> <p>(6) 薬物乱用防止啓発に関する資料の貸出・提供。</p> <p>(7) 薬物乱用防止教室の普及と実施への協力。</p> <p>(8) 薬剤師会員を対象に、薬物乱用防止教室の講師養成およびスキルアップのための研修を実施。</p> | <p>(1) 小学校・中学校・高校等で開催された「薬物乱用防止教室」において、担当校の学校薬剤師を中心に講師を務めた。</p> <p>(2) 学校保健委員会や一般県民を対象とした「みんなの薬の学校」や各種講演会・イベント等において、ゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害や薬物乱用の害について訴求し、薬物乱用防止は地域ぐるみの活動が重要であることをアピールした。</p> <p>(3) 薬物乱用防止教育の中で、「薬の正しい使い方」を啓発した。</p> <p>(4) 小・中・高校生対象「薬物乱用防止教室」への講師派遣。</p> <table border="1" data-bbox="1355 821 2038 1069"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>実施校数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>214 校</td> <td>8,844 名</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>114 校</td> <td>8,046 名</td> </tr> <tr> <td>高等学校・専修学校</td> <td>46 校</td> <td>6,573 名</td> </tr> <tr> <td>PTA等</td> <td>8 回</td> <td>165 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 薬物乱用防止教室の普及と実施への協力。</p> <p>(6) 薬剤師会員を対象に、薬物乱用防止教室の講師養成およびスキルアップのための研修を実施。 日時：令和元年12月14日(土) 会場：岩手県薬剤師会館 内容：①薬物乱用防止教室資材等について 薬物乱用防止啓発事業推進委員会 委員長 畑澤 昌美 ②学校薬剤師が行う薬物乱用防止教室 ～薬物乱用の現状と課題を踏まえて～</p> | 対 象 | 実施校数 | 受講者数 | 小学校 | 214 校 | 8,844 名 | 中学校 | 114 校 | 8,046 名 | 高等学校・専修学校 | 46 校 | 6,573 名 | PTA等 | 8 回 | 165 名 |
| 対 象 | 実施校数 | 受講者数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学校 | 214 校 | 8,844 名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校 | 114 校 | 8,046 名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高等学校・専修学校 | 46 校 | 6,573 名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| PTA等 | 8 回 | 165 名 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|--|---|
| | | <p style="text-align: right;">東京薬科大学薬学部 社会薬学研究室 教授 北垣 邦彦</p> <p>(7) 平成 30 年度岩手県薬物乱用防止教室講習会（岩手県教育委員会事務局主催）への協力 ：23 名参加</p> <p>(8) アンチ・ドーピング アウトリーチの実施 大会名：ラグビーワールドカップ 2019 日 時：令和元年 9 月 22 日（日） 会 場：イオンタウン釜石</p> |
| 目標 2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止 | <p>(1) 薬物依存・中毒者の家族等から相談があった場合、相談先を紹介する。</p> <p>(2) 薬物乱用経験者・同家族や支援機関の求めに応じて、薬物乱用に関わる正しい知識等の啓発を行う。</p> | |
| 目標 3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止 | <p>(1) 薬物乱用防止教室において、「薬物乱用を見かけたり、誘われたりした場合には通報すること」「不安や問題を児童生徒が一人で抱え込まないこと」を呼びかける。</p> | <p>(1) 薬物乱用防止教室において、「薬物乱用を見かけたり、誘われたりした場合には通報すること」「不安や問題を児童生徒が一人で抱え込まないこと」を呼びかけた。</p> |
| 目標 4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止 | <p>(1) 各種講習会等において、世界各国の薬物乱用防止活動を紹介し、活動への理解と協力を呼びかける。</p> <p>(2) 海外旅行・留学等において注意すべきことを紹介する。</p> | <p>(1) 各種講習会等において、世界各国の薬物乱用防止活動を紹介した。</p> <p>(2) 海外旅行等に行かれる相談者に注意喚起した。</p> |

目標 5 該当事項なし。

その他

- ①薬物乱用防止啓発については、岩手県が積極的に取り組んでいることを県民に示すことが重要であり、そのためには関係機関の連携と県の事業としての取り組みが必要である。
- 例：県民参加型の事業（ポスター・CM・作文・標語・演劇等のコンクール）を企画する。
- また、年齢に応じた啓発と、立場の異なる大人が協力して薬物乱用防止啓発に取り組んでいることを示すことが重要である。
- さらには、保健医療計画、健康いわて 21 プラン（第 2 次）、自殺対策アクションプラン、アルコール健康障害対策推進計画と連動し、組織横断的な具体的な取組みが求められる。
- ②薬物乱用防止啓発活動は、県民の健康づくり活動に大きく関わる活動であることを認識し、健康づくり活動に関わる機関・団体等が連携していく必要がある。各市町村で実施されている健康まつりや学校の文化祭、大学祭等、啓発する場の拡大を図る必要がある。
- ③薬物乱用防止啓発は、健康教育の一環として健康や生活習慣、防犯等様々の角度から啓発する必要があることから、アルコール・たばこの害についても積極的に啓発していかなければならない。特に、青少年の飲酒・喫煙防止については、アルコール・たばこがゲートウェイドラッグであることを認識させ、危険行動の回避と健康維持の両面から啓発しているが、児童・生徒だけでなく、その親世代にも積極的に啓発する必要がある。
- ④薬物乱用防止啓発事業指導者対象の研修会（県薬剤師会・地域薬剤師会）を継続して実施していく。
- ⑤指導用資材の紹介・貸出を実施して、質の高い啓発活動となるよう支援していく。
- ⑥薬物乱用防止啓発講座や薬物乱用防止教室等の実施（実施形態や資料の使い方、講師派遣等）についてコーディネートし、幅広い啓発活動を推進できるよう支援していく。
- ⑦一般用医薬品の購入に関わる啓発や、中学・高等学校の新学習指導要領を意識した「医薬品の正しい使い方」を啓発することで、医薬品がゲートウェイドラッグとならないようにする活動を引き続き推進していく。
- ⑧アンチ・ドーピング活動の一環として、薬の適正使用や飲酒・喫煙・薬物乱用防止の啓発に取り組んでいる。平成 28 年に開催された、いわて国体においては、地域薬剤師会と協働する形で、行政はもちろん、教育委員会や体育協会、医師会・歯科医師会等との連携のもと、県内各地でアンチ・ドーピング活動を積極的に実施した。いわて国体におけるアンチ・ドーピング活動を通じて、日頃からの教育・啓発の重要性を実感したことから、現在は、国体に選手を送り出す立場として、そして 2019 ラグビーW杯に関連した活動等を行っており、今後も継続して活動いく予定である。
- 学校現場においても、学校保健委員会等、機会を捉えて、児童・生徒はもちろん、保護者や教職員に対しても啓発していく必要がある。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 岩手県精神保健福祉協会

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|--|--|
| <p>目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体の 規範意識の向上による薬物 乱用未然防止</p> | <p>① 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 運動期間中に精神保健福祉センター内に、ポスターを提示するとともに、リーフレットの配布等により、普及啓発を図る。</p> <p>② 危険ドラッグ乱用防止啓発ポスターを掲示する。</p> <p>③ 青少年に対する普及啓発 精神保健福祉センターとの共催により、様々な機会を通じて、青少年等を対象に、薬物に関する講話等で普及啓発を図る。</p> | <p>① 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 運動期間中に精神保健福祉センター内に、ポスターの提示と、リーフレットの配布等により、普及啓発を図った。</p> <p>② 危険ドラッグ乱用防止啓発ポスターを掲示した。</p> <p>③ 青少年に対する普及啓発 精神保健福祉センターとの共催により、様々な機会を通じて、青少年等を対象に、薬物に関する講話を実施し、普及啓発を図った。</p> |
| <p>目標 2 薬物乱用者に対する 適切な治療と効果的な社会復 帰支援による再乱用防止</p> | <p>① 各教室等の周知 依存症家族教室、薬物依存症回復支援グループ、薬物依存症家族教室等の周知を図る。</p> <p>② 支援の充実 精神保健福祉センターで実施している薬物依存症回復支援グループ、依存症家族教室を紹介し、再乱用防止、家族等への支援の充実強化を図る。</p> | <p>① 各教室等の周知 依存症家族教室、薬物依存症回復支援グループ、薬物依存症家族教室等の周知を図った。</p> <p>② 支援の充実 精神保健福祉センターで実施している薬物依存症回復支援グループ、薬物依存症家族教室を紹介し、再乱用防止、家族等への支援の充実強化を図った。</p> |

目標 3～5 は該当事項なし。別紙様式 3 のその他、取組事項等なし。

別紙様式 2

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 岩手県ふるさと振興部学事振興課

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|--|---|
| 目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体の 規範意識の向上による薬物 乱用未然防止 | ①薬物乱用防止教育等に係る文書などを、各私立学 校へ通知し、周知を図る。 ②私立学校に対し、啓発用ポスターやパンフレット などを配布する。 | ①薬物乱用防止教育等に係る文書などを、各私立学 校へ通知し、周知を図った。 (令和元年7月、12月) ②私立学校に対し、啓発用ポスターやパンフレット などを配布した。(令和元年4月) |

目標 2～5 該当事項なし。

別紙様式 3 その他、取組事項等なし。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県環境生活部若者女性協働推進室

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取組等 (令和 2 年度実施状況・計画) | 参考 (令和元 (平成 31) 年度実施状況) |
|---|---|--|
| <p>目標 1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止</p> | <p>1 令和 2 年度「青少年の非行・被害防止県民運動」の実施 期間：7 月 1 日から 8 月 31 日まで 内容：少年非行防止啓発ポスターを各市町村等へ配布し、広報を実施。</p> <p>2 「青少年を非行・被害から守る県民大会」の開催 日時：7 月 15 日 (水) 場所：小田島組☆ほ～る 参加：200 人 内容：意見発表・講演を実施するほか、少年非行防止啓発チラシの配布、薬物乱用防止パネルの展示を予定。コロナ禍対策として、参加人数規模を縮小しての実施。</p> <p>3 令和 2 年度「岩手県子ども・若者育成強調月間」の実施 期間：11 月 1 日から 11 月 30 日まで (1) 「いわて希望塾」の実施 日時：11 月 21 日 (土)・22 日 (月) 1 泊 2 日 場所：県立陸中海岸青少年の家 参加：県内中学生 60 名の予定</p> | <p>1 令和元年度「青少年の非行・被害防止県民運動」の実施 期間：7 月 1 日から 8 月 31 日まで 内容：少年非行防止啓発ポスターを各市町村等へ配布し、広報を実施した。</p> <p>2 「青少年を非行・被害から守る県民大会」の開催 日時：7 月 11 日 (木) 場所：小田島組☆ほ～る 参加： 456 名 内容：意見発表・講演を実施したほか、少年非行防止啓発チラシの配布、薬物乱用防止パネルの展示をした。</p> <p>3 令和元年度「岩手県子ども・若者育成強調月間」の実施 期間：11 月 1 日から 11 月 30 日まで (1) 「いわて希望塾」の実施 日時：11 月 2 日 (土) から 4 日 (月) まで 2 泊 3 日 場所：県立陸中海岸青少年の家 参加：県内中学生 122 名 内容：各学校の代表として参加の中学生による全県的な交流活動の中で、参加生徒の規範意識の</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>内容：各学校の代表として参加の中学生による全県的な交流活動の中で、参加生徒の規範意識の高揚を図る。コロナ禍対策として、実施期間や参加人数を縮小しての実施。</p> <p>(2) メディア対応能力養成講座</p> <p>県内4カ所で実施予定</p> <p>内容：インターネットを通じた薬物乱用の危険性について広報を実施。</p> <p>4 いわて青少年育成プラン（2020～2024）における取組の推進</p> <p>「薬物乱用防止活動の充実」について、プランの取組項目に明記 ※プラン3-（3）-ウ</p> | <p>高揚を図った。</p> <p>(2) メディア対応能力養成講座</p> <p>日時：11月11日・20日・22日・27日（4回）</p> <p>場所：久慈市・奥州市・滝沢市・釜石市</p> <p>参加：172名（4回の合計）</p> <p>内容：インターネットを通じた薬物入手の危険性等について広報を実施。</p> <p>4 いわて青少年育成プラン（平成27年3月改訂版）における取組の推進</p> <p>「薬物乱用防止活動の充実」について、プランの取組項目に明記 ※プラン3-（3）-④</p> |
|--|--|---|

目標2～5 該当事項なし。

別紙様式3 その他、取組事項等なし。

別紙様式 2

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 岩手県医療局

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|--|---|
| 目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体 の規範意識の向上による薬物 乱用未然防止 | ① 各県立病院へ麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施と 啓発活動の推進・協力を努めるよう周知していく。 ② 院内医療従事者へ研修会等を実施し、麻薬・覚せい 剤、危険薬物についての知識・意識向上に努める。 ③ ポスターを当局及び全県立病院の待合ホール等の 目につくところに掲示するとともに、リーフレット 等を配布するなどして乱用防止の啓発に努める。 ④ 病院祭等において、危険薬物・薬物乱用の危険性 について啓発に努める。 | ① 各県立病院へ麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施 と啓発活動の推進・協力を努めるよう周知した。 ② 院内医療従事者へ麻薬・覚せい剤、危険薬物につ いての研修会等を実施。 ③ ポスターを当局及び全県立病院の待合ホール等の 目につくところに掲示するとともに、リーフレッ ト等を配布するなどして乱用防止の啓発に努め た。 ④ 職場見学において、危険薬物・薬物乱用の危険性 について啓発に努めた。 |
| 目標 2 薬物乱用者に対する 適切な治療と効果的な社会復 帰支援による再乱用防止 | ① 薬物依存症、中毒者の医療保護の充実及び社会復 帰への支援。 | ① 薬物依存症、中毒者の医療保護の充実及び社 会復帰への支援 |

目標 3～5 該当事項なし。

別紙様式 3 その他、取組事項等なし。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県教育委員会事務局保健体育課

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年実施状況・計画) | 参考(令和元年度(平成31年度)実施状況) |
|--|---|---|
| <p>目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体 の規範意識の向上による薬物 乱用未然防止</p> | <p>1 薬物乱用防止教室の実施状況調査(1月)</p> <p>2 薬物乱用防止教育の啓発活動通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る 広報啓発活動の充実強化について ・薬物乱用防止教育の推進について ・高等学校生徒及び高等専門学校学生による薬物 乱用防止広報啓発映像及びポスターの作品募集 について ・高校生等による薬物乱用防止広報啓発ポスター の送付について <p>3 教職員及び外部講師の指導力向上のための研 修会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室講習会(学校薬剤師・警察職 員対象) 8月23日(日) *新型コロナウイルス感染拡大の影響等の状況 に鑑み中止 ・初任者研修(養護教諭)Ⅱ(初任養護教諭対象) 8月27日(木) 33名参加予定 ・令和元年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会 への派遣 10月15日(木)～16日(金) 広島市1名 *新型コロナウイルス感染拡大の影響等の状況 に鑑み中止 <p>4 いわたの小学校における薬物乱用防止教室の進 め方リーフレットの周知</p> | <p>1 薬物乱用防止教室の実施状況を調査(R1年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、教科、特別活動、総合的な学習の時間などで薬 物乱用防止教室が実施された。 ・令和元年度薬物乱用防止教室実施状況 <li style="padding-left: 20px;">小学校・義務教育学校(前期課程) 84.8%(30年度 81.2%) <li style="padding-left: 20px;">中学校・義務教育学校(後期課程) 95.6%(30年度 94.4%) <li style="padding-left: 20px;">高 校 100.0%(30年度 100.0%) <p>2 薬物乱用防止教育の啓発活動通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止啓発訪問事業について ・各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充 実強化について ・高等学校生徒及び高等専門学校学生による薬物乱用防止広報啓発 映像及びポスターの作品募集について ・小学生保護者用啓発読本「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』～子ども たちを薬物乱用から守るために。～」の配布について ・高等学校卒業予定者向け啓発読本「高校卒業予定のみなさんへ 薬 物のこと大麻のこと誤解していると危険です!」の配布について ・高校生等による薬物乱用防止広報啓発ポスターの送付について <p>3 教職員及び外部講師の指導力向上のための研修会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室講習会(学校薬剤師・警察職員対象) 令和元年8月25日(日) 36名参加 ・養護教諭新規採用研修Ⅱ 令和元年8月29日(木) 22名参加 ・令和元年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会への派遣 令和元年10月17日(木)～18日(金) 佐賀県 県立紫波総合高等学校 指導養護教諭 中下 玲子 <p>4 いわたの小学校における薬物乱用防止教室の進め方リーフレット の作成</p> |

目標 2～5 該当事項なし。

別紙様式 3 その他，取組事項等なし。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県警察本部

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|---|--|
| <p>目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体 の規範意識の向上による薬物 乱用未然防止</p> | <p>1 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮の上、管内の情勢に応じて警察官、少年補導職員、スクールサポーターを小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で「薬物乱用防止教室」を開催して薬物乱用防止の規範意識向上を図る。 ※ 令和2年5月末現在、14校 957名に対し実施 ※ 令和2年5月末現在、少年による薬物事犯は3件の検挙、5件の補導。</p> <p>2 有職・無職少年に対する啓発の強化 岩手県警察本部少年課ホームページに、フィルタリングの必要性、薬物の危険性・違法性を広報啓発する情報を掲載するほか、掲載内容について随時見直しを図る。</p> | <p>1 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実 警察官、少年補導職員、スクールサポーターを小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で「薬物乱用防止教室」を開催して薬物乱用防止の規範意識向上を図った。 ※ 令和元年中 75校 10,803名に対し実施 ※ 令和元年中の少年による薬物事犯は、大麻取締法違反にて3名を検挙、7名を補導した。</p> <p>2 有職・無職少年に対する啓発の強化 岩手県警察本部少年課ホームページに、フィルタリングの必要性、薬物の危険性・違法性を広報啓発する情報を掲載した。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>3 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化</p> <p>(1) 地域の各種イベントや会合時に、薬物乱用防止パネルや薬物標本を展示して薬物乱用防止啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 警察本部少年課少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けたほか、専用ダイヤル（#9110）により、24時間体制で警察安全相談を受け付ける。</p> <p>また、各警察署にも相談窓口を設置し、対応に当たる。</p> <p>4 広報・啓発の強化</p> <p>薬物乱用防止広報強化期間に合わせた広報を実施する</p> <p>(1) TV番組「暮らしを守る情報最前線（IBC）」に職員が出演し、薬物乱用防止広報を実施する。</p> <p>(2) 薬物乱用防止広報ポスターを関係機関に送付し、掲示を依頼する。</p> <p>(3) 交番・駐在所発行のミニ広報紙に薬物乱用防止の記事を掲載する。</p> | <p>3 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化</p> <p>(1) 地域の各種イベントや会合時に、薬物乱用防止パネルや薬物標本を展示して薬物乱用防止啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 警察本部少年課少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けたほか、専用ダイヤル（#9110）により、24時間体制で警察安全相談を受け付ける。</p> <p>また、各警察署にも相談窓口を設置し、対応に当たる。</p> <p>4 広報・啓発の強化</p> <p>薬物乱用防止広報強化期間に合わせた広報を実施する</p> <p>(1) TV番組「暮らしを守る情報最前線（IBC）」に職員が出演し、薬物乱用防止広報を実施する。</p> <p>(2) 薬物乱用防止広報ポスターを関係機関に送付し、掲示を依頼する。</p> <p>(3) 交番・駐在所発行のミニ広報紙に薬物乱用防止の記事を掲載する。</p> |
|--|--|--|

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|---|---|--|
| <p>目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止</p> | <p>1 組織犯罪対策の推進 県内では、令和元年中の検挙状況から、依然違法薬物の蔓延、暴力団構成員等の関与が認められることから、引き続き徹底した取締りを実施する。</p> <p>2 犯罪収益対策の推進 薬物事犯の検挙を通じ密売実態の解明を図り、麻薬特例法の適用を視野に密売組織の解明と壊滅、犯罪収益剥奪を図る。</p> <p>3 巧妙化する密売方法への対応 インターネット経由の取引が横行している実態や、特殊形態のSNSを悪用した巧妙な取引が広がりを見せていることから、様々な捜査手法を駆使し密売人・乱用者の徹底検挙を図る。</p> <p>4 末端乱用者に対する取締りの徹底 本年も引き続き、右記3項目を重点として取締りを強化する。 大麻事犯の検挙人員が大幅な増加傾向にあり、30歳未満への蔓延が顕著であることから、あらゆる警察活動を通じて取締りを行う。 ※本年6月末時点で、覚醒剤取締法違反12名、大麻取締法違反6名麻薬及び向精神薬取締法違反1名の計19名を検挙している。</p> | <p>1 組織犯罪対策の推進 県内では、薬物密売を主たる資金源としている犯罪組織は把握されていないが、徹底した取締りの結果、中間密売人と認められる暴力団構成員を含む計4名の暴力団関係者を検挙した。</p> <p>2 犯罪収益対策の推進 麻薬特例法を適用した犯罪収益対策を視野に捜査を推進したが、同法適用には至らなかった。</p> <p>3 巧妙化する密売方法への対応 検挙した被疑者の薬物入手手口を捜査し、一部でインターネット経由やSNS等を利用した売買の実態が窺われたことから、薬物を譲渡した被疑者の捜査を行った。</p> <p>4 末端乱用者に対する取締りの徹底 需要の根絶・供給の遮断・不法収益対策を重点として取締りを強化し、 ○覚醒剤取締法で19人 ○大麻取締法違反で14人 ○麻薬及び向精神薬取締法違反で1名 ○あへん法違反で1名 ○医薬品医療機器法違反で2名(1件は税関通報「ラッシュ」密輸入事犯) を検挙した。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>5 多様化する乱用薬物への対応 広報啓発活動を下記のとおり実施する。</p> <p>(1) 本年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、警察発行資料や関係機関発行資料を有効活用し、管内情勢に応じて「人との接触を生じない形での広報活動」に配慮し活動を行う。</p> <p>(2) 県警ホームページや各種広報媒体を活用し、県警からの薬物乱用に関する注意喚起を行うとともに、「不正大麻・けし撲滅運動」に呼応して広報活動や自生大麻・けしの発見除去活動を行う。</p> <p>(3) 検挙した初犯被疑者に対し、再乱用の防止に関する働きかけを行うとともに、薬物からの離脱支援に関する資料を交付する等、需要の根絶・流通の阻止に向けた活動を行う。</p> <p>(4) テレビ番組に職員が出演し、薬物乱用防止を訴える（本年5月28日放送）</p> <p>6 関係機関の連携強化</p> <p>(1) 花巻空港における薬物密輸入事犯に備え、関係機関と連携し対応する。</p> <p>(2) 「銃器・薬物取締り連絡協議会」定例会を開催し、関係機関との情報交換、連携強化を図る。</p> <p>(3) 「岩手県銃器・薬物水際対策協力員制度」に基づいて、沿岸3署（大船渡・釜石・宮古）管内居住の17名を協力員として指定（更新・新規指定）していることから、情報交換・研修会等を行い引き続き協力依頼を行う。</p> | <p>5 多様化する乱用薬物への対応</p> <p>(1) 薬物乱用防止広報活動強化期間中、学校・企業・団体等において、薬物乱用防止教室を開催し、近年の薬物情勢及び乱用防止啓発活動を実施した。</p> <p>(2) 県警ホームページにおける薬物乱用防止広報文を掲載するとともに、「大麻・けし撲滅運動」に呼応し、広報活動や自生大麻・けしの発見除去活動を実施した。</p> <p>(3) 薬物乱用防止に関する各種資料や、交番・駐在所で作成発行するミニ広報紙を活用したほか、地域の会合などの機会を通じて薬物乱用防止を訴えた。</p> <p>6 関係機関の連携強化</p> <p>(1) 花巻空港における上海・台湾定期便における薬物密輸入事犯阻止のため、函館税関と岩手県警察による、ブラインド方式での想定訓練を実施、相互の連携を確認した。</p> <p>(2) 平成7年に発足した「銃器・薬物取締り連絡協議会」定例会を11月に開催、関係機関との情報交換などを行った。</p> <p>(3) 平成10年に発足した「岩手県銃器・薬物水際対策協力員制度」に基づく協力員に対し、情報提供を行い、情報収集に努めた。</p> |
|--|---|--|

目標 2、4、5 該当事項なし。

別紙様式 3 その他, 取組事項等なし。

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名： 岩手県保健福祉部

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|--|--|--|
| <p>目標 1 青少年を中心とした 広報・啓発を通じた国民全体 の規範意識の向上による薬物 乱用未然防止</p> | <p>① くすりの情報センター事業の実施 （一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象として医薬品等の適正使用や薬物乱用の正しい知識についての啓発講座を 10 回以上開催する。</p> <p>② 薬物相談窓口事業の実施 薬物乱用の未然防止に向け、地域住民からの覚醒剤等薬物に関する相談に応じるため、9 保健所に窓口を設置するとともに、講習会等を実施し啓発を図る。</p> <p>③ 覚醒剤等薬物乱用防止啓発事業 地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するために設置した薬物乱用防止指導員（令和2年6月末 337 人）を活用し、各種会合等での啓発活動を行う。</p> <p>④ 薬物関連問題相談事業の実施 岩手県精神保健福祉センターにおいて、薬物による精神障害者やその家族に対し個別相談に応じることで、薬物関連問題の発生予防と薬物依存者の社会復帰の促進を図る。</p> | <p>① くすりの情報センター事業の実施 （一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象として医薬品等の適正使用や薬物乱用の正しい知識についての啓発講座を 78 回開催した。</p> <p>② 薬物相談窓口事業の実施 薬物乱用の未然防止に向け、地域住民からの覚醒剤等薬物に関する相談に応じるため、9 保健所に窓口を設置するとともに、講習会等を 13 回実施し、啓発を図った。</p> <p>③ 覚醒剤等薬物乱用防止啓発事業 地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するために設置した薬物乱用防止指導員（令和2年3月末 340 人）による各種会合等での啓発活動を 329 回実施した。</p> <p>④ 薬物関連問題相談事業の実施 岩手県精神保健福祉センターで、薬物による精神障害者やその家族から個別相談を 204 件受け付け、薬物関連問題の発生予防と薬物依存者の社会復帰の促進を図った。</p> |

| 目 標 | 第五次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 (令和2年度実施状況・計画) | 参考(令和元(平成31)年度実施状況) |
|-----|--|--|
| | <p>⑤ 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 運動期間中にポスター、リーフレット等の配布による啓発活動を行う。</p> <p>⑥ 病院等麻薬取扱施設を対象とした立入り検査及び適正管理についての指導の実施。</p> <p>⑦ 不正大麻・けし撲滅運動の実施 県内を巡回し、不正大麻・けしの発見、抜去を実施する。ポスターやリーフレットを関係機関に配布する。</p> <p>⑧ 広報媒体の活用による普及啓発の実施 ラジオ、新聞、市町村広報誌等を活用した啓発を行う。</p> <p>⑨ 危険ドラッグや大麻乱用防止啓発ポスターの作成及び掲示 青少年に対して危険ドラッグや大麻の危険性を周知するため、コンビニ、大学、高等学校及び関係機関等に掲示依頼を行う。</p> | <p>⑤ 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 運動期間中にポスター1,020枚、リーフレット5,600枚を配布し、啓発活動を行った。</p> <p>⑥ 病院等麻薬取扱施設を対象とした立入り検査を309回実施し、適正管理について指導を実施した。</p> <p>⑦ 不正大麻・けし撲滅運動の実施 県内を巡回し、大麻22,696本、けし5,142本を抜去した。ポスター1,040枚及びリーフレット2,160枚を関係機関に配布した。</p> <p>⑧ 広報媒体の活用による普及啓発の実施 岩手日日に「ダメ。ゼッタイ」普及運動の街頭キャンペーンの記事を掲載してもらった。</p> <p>⑨ 危険ドラッグや大麻乱用防止啓発ポスターの作成及び掲示 青少年に対して危険ドラッグや大麻の危険性を周知するため、ポスター1,500枚をコンビニ、大学、高等学校及び関係機関等に掲示依頼を行った。</p> |

目標2～5 該当事項なし。

別紙様式3 その他、取組事項等なし。

薬物関連相談窓口一覧

| 相談窓口 | 電話番号等 | 開設時間等 | 相談内容 |
|---------------------------|--|--|-----------------------------|
| 少年サポートセンター (県警察本部少年課) | ヤング・テレホン・コーナー TEL 019-651-7867 (本部：盛岡) TEL 0197-65-2400 (県南：北上) | 月～金 9:00～17:45 (土日・祝祭日・時間外は留守電対応) | 少年の悩みに関する事 |
| | メール相談 ip-support@iwate-kenkei.morioka.iwate.jp | 24時間受付 | |
| 警察安全相談 (県警察本部県民課) | 警察本部 TEL #9110 (短縮ダイヤル) TEL 019-654-9110 その他各警察署 | 24時間受付 | 生活の安全全般に関する事 |
| 薬物依存相談 (岩手県精神保健福祉センター) | TEL 019-622-6955 FAX 019-629-9603 | こころの電話相談 (職員による面接・ 電話相談：面接相談は要予約) 月～金 9:00～16:30 | 薬物依存者及びその家族が抱える薬物関連問題に関する事。 |
| 薬物相談窓口 (各保健所) | 各保健所 県央 019-629-6583 中部 0198-41-3276 奥州 0197-48-2423 一関 0191-26-1412 大船渡 0192-27-9923 釜石 0193-27-5523 宮古 0193-64-2218 久慈 0194-53-4987 二戸 0195-23-9219 | 月～金 8:30～17:00 | 薬物関連問題に関する事 |

| | | | |
|----------------------------|---|--|-----------------------------------|
| くすりの情報センター (一社)岩手県薬剤師会) | TEL 019-653-4591 FAX 019-653-4592 | 月～金 9:00～17:00 | 「くすり」に関すること |
| 青少年なやみ相談室 (県青少年育成県民会議) | TEL 019-606-1722 | 月・木 9:00～20:00 火・水・金・土・日 9:00～16:00 | 青少年問題全般に関する こと |
| | メール相談 nayami@aiina.jp | 24 時間受付 | |
| 麻薬・覚醒剤相談電話 (東北厚生局麻薬取締部) | 東北厚生局麻薬取締部 022-227-5700 麻薬取締官ホームページ http://www.ncd.mhlw.go.jp 「薬物に関する情報提供」(メール相談) | 電話対応 平日午前 9 時から午後 5 時まで 面接相談は要予約 時間外の対応は要相談 | 薬物依存者、家族又は知人の 薬物乱用問題に関する こと |